

はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン
中間見直し（最終案）

～京都市障害者施策推進計画・
第6期障害福祉計画・
第2期障害児福祉計画～

- 市民意見募集の際に見直しを加えた箇所は、下線を引いています。
- 市民意見募集等を受けて、今回、新たに追記・修正を加えた箇所は、**網掛け**をしています。
- 一部の記載について、2月市会において審議中の内容があります。そのため、事業の実施等については予定の記載になります。

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の性格・位置づけ等	6
第2章 これまでの計画の取組状況	8
1 支えあうまち・京都ほほえみプランの取組状況	8
2 第5期障害福祉計画	11
3 第1期障害児福祉計画の取組状況	13
第3章 障害者生活状況調査の結果	
1 障害者生活状況調査の概要	修正なしのため、省略
2 調査結果からの主な課題	修正なしのため、省略
第4章 計画の基本方針等	14
第5章 共生社会実現に向けた具体的施策	15
1 重点目標	15
2 5つの施策目標と具体的施策	16
【施策目標1】お互いに認め合い支え合って暮らすまちづくり	16
○ 啓発	17
○ 相談支援	18
○ 意思疎通支援・情報保障	19
○ 手話	20
【施策目標2】地域で自立して生活できる仕組みづくり	21
○ 福祉サービス	21
○ 住まい・暮らし	23
○ 地域交流	26
【施策目標3】安心して生活できる社会環境の整備	27
○ 健康・医療	29
○ こころの健康	29
○ 難病支援	30
○ ユニバーサルデザイン	30
○ 災害対策	31
○ 権利擁護	31

【施策目標4】生きがいや働きがいをもてるまちづくり……………	33
○ 社会参加……………	34
○ 文化・スポーツ……………	35
○ 就労……………	35
【施策目標5】障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実……	37
○ 早期発見・早期支援……………	38
○ 特性や状況に応じた支援の提供……………	38
○ 相談・支援・連携体制の強化……………	39
○ 一人一人のニーズに応じた教育の推進……………	40
3 各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込み……………	44
4 地域生活支援事業の実施に関する事項……………	49
第6章 計画の推進と進捗管理……………	53
参考資料……………	54

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の動向

- 国においては、この約10年間で、障害者施策のあり方が大きく変化しています。最も大きな動きとしては、平成18年に採択された国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に向けた国内法の整備が進められ、平成26年1月に批准、同年2月19日から効力が発生しています。

まず、障害者権利条約の批准に先立ち、国内法整備を進めるべきとの意見を受け、「障害者基本法」の改正（平成23年8月公布）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定（平成23年6月公布）、平成22年12月及び平成24年6月の二回にわたる「障害者自立支援法」の大幅な改正（平成24年6月の改正によって「障害者総合支援法」に改称）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成28年4月公布）等が行われています。
- 特に、平成23年8月に改正された「障害者基本法」では、障害者の定義について、『個人の機能障害に原因があるもの』とする「医学モデル」から『障害』（機能障害）及び『社会的障壁』（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの』とする「社会モデル」に大きく転換しました。その他、『合理的配慮』（障害のある人もない人も同じように権利や基本的自由を保障するために行う必要な変更や調整のことで、過重な負担がかからない配慮のこと）の考え方が導入されるなど、障害のある人もない人も地域で共に生きる社会づくりを目指すものとなっています。
- また、平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、差別を解消するための措置として「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を定めているほか、同じく平成28年4月に施行された改正障害者雇用促進法においても、雇用の分野での「障害を理由とする差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」を事業主に対して義務付けています。
- さらに、障害福祉サービス関係では、平成15年度に、障害のある人がサービスを選択し契約する支援費制度が導入された後、平成18年度には、身体・知的・精神の3障害共通の障害福祉サービスを一元化するとともに、利用者負担を応能負担から定率負担にすること等を目的とした「障害者自立支援法」が施行されました。その後、平成22年12月に、「障害者自立支援法」が改正され、利用者負担の見直し（応能

負担の原則化)や相談支援の充実(相談支援体制の強化や支給決定プロセスの見直し等)等が行われ、さらに、平成24年6月に、名称を「障害者総合支援法」に改めるとともに、法の対象に難病患者を加えることや障害者支援区分への変更等の一部改正が行われています。

- 児童分野では、平成24年4月に「児童福祉法」が改正され、障害児支援の強化のため、障害種別等で分かれていた障害児施設を通所・入所の利用形態の別により一元化するとともに、通所支援の対象に、精神障害(発達障害を含む)が新たに追加されました。

また、平成29年に示された「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」では、「障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念」として「障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」「市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等」「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」「地域共生社会の実現に向けた取組」「障害児の健やかな育成のための発達支援」が定められています。

(2) 本市のこれまでの取組

- 本市では、昭和56年の国際障害者年で目標とされた「完全参加と平等」の実現に向けて、「国際障害者年京都市行動計画」(昭和58年～平成4年)を策定し、以後、「国際障害者年第2次京都市行動計画」(平成4年度～平成13年度)、「京都市障害者いきいきプラン〔第2次行動計画の後期計画〕」(平成10年度～平成14年度)、「京都市障害者施策推進プラン」(平成15年度～平成24年度)、「支えあうまち・京(みやこ)のほほえみプラン〔障害者施策推進プランの後期計画〕」(平成20年度～平成24年度)、「支えあうまち・京都ほほえみプラン〔京都市障害者施策推進計画〕」(平成25年度～平成29年度)に基づき、総合的な障害者施策を推進してきました。
- 「支えあうまち・京都ほほえみプラン〔京都市障害者施策推進計画〕」(前計画)では、基本方針を「障害のあるひともないひと、すべてのひとが違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する」として掲げ、5つの施策目標のもと施策を推進してきました。
- 障害のある人の就労支援は、市、府、国の各行政から民間まで、企業、労働、福祉、教育の各分野の関係機関が連携し、障害のある方の就労支援を効果的に推進するための協働機構として、平成21年8月に設立した「京都市障害者就労支援推進会議」において、支援・連携のルールづくりや共同事業の実施等に取り組んでいます。
- また、手話への理解促進・普及をすすめ、多くの人々が相互に人格と個性を尊重する

ことを基本理念に、豊かな共生社会を実現することを目指した「京都市手話言語が
なく心豊かな共生社会を目指す条例」（手話言語条例）が、市議員全員による共同
提案のうえ、全会一致で可決し、平成28年3月に制定、同年4月に施行されまし
た。

- 障害のある子どもへの支援においては、平成24年4月の児童福祉法改正を受け、
地域での障害児支援を推進し、児童発達支援事業や重症心身障害児が通所できる事業
所の設置促進など、年々利用ニーズの高まっている、障害のある子どもの地域での療
育や居場所づくり、保護者への支援に取り組んでいます。
- このように、障害のある人や子どもが地域で当たり前で暮らせる社会、適切な支援
を受けながら働くことが当たり前の社会の構築に向けて、本市の取組は着実に前進し
ています。

（3）計画策定の趣旨

- 本計画は、「支えあうまち・京都 ほほえみプラン」及び「第4期障害福祉計画」
の計画期間が平成29年度で終了することから、平成22年に策定した「はばたけ
未来へ！ 京プラン（京都市基本計画）」の分野別計画として、障害者・児を取り巻
く関連施策や市民ニーズ等の社会情勢、本市の障害者・児施策の実施状況等を踏ま
えながら、総合的に障害者・児施策を推進するため、2つの計画を一体化した計画
として策定し、施策・事業の更なる推進を図ります。

また、「児童福祉法」の改正により、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられた
ことから、「第1期障害児福祉計画」として合わせて策定するとともに、障害児施策
については、子育て支援施策の総合的な計画として策定した「京都市未来こどもは
ぐくみプラン」と連携して取組を推進します。

2 中間見直しについて（令和3年3月）

（1）本計画策定後の本市の状況と取組

- 本計画策定（平成30年3月）以降、障害のある人を取り巻く環境はめまぐるし
く変化しています。
- 一つは、平成30年6月の大阪府北部地震及び9月の台風21号等の自然災害で
す。本市では、障害のある人の避難行動に地域の関係機関等から協力を得られるよ
うな関係づくりに取り組む「重度障害者の個別避難計画作成等推進事業」に組み
込んだほか、施設の危険なブロック塀の改修や耐震改修に取り組んできました。

○ そもう一つは、令和2年1月からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、生活を脅かしました。障害のある人が、コロナ禍においても継続してサービスを受け、安心して生活することができるよう、障害福祉サービス事業所へのサービス継続支援や、マスクや消毒液等の衛生物品の確保等、様々な取組を進めました。また、コロナ禍における新しい生活スタイルの実践が難しい人がいることについての、市民理解を進めることにも取り組みました。

○ そのほか、京都市版ヘルプカードの作成・普及、発達障害者支援センター「かがやき」の機能強化と個別支援ファイルの運用開始、本市独自ブランドの新京野菜等を活用した京都市らしい農福連携推進事業等、障害のある人の「いのち」と「健康」を守り、いきいきとした「暮らし」を支えるための施策をしっかりと進めてきました。

(2) 中間見直しの趣旨

○ この計画で一体的に策定している第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画（計画期間：平成30年度～令和2年度）については、令和2年度末で終了することから、令和3年度からの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を策定する必要があります。

また、障害者施策推進計画についても、上記（1）で述べたような情勢の変化、またこれから新しく取り組むべき課題にも柔軟に対応できるようブラッシュアップを行います。

○ これらの中間見直しを行い、着実に取組を進めることで、「すべての人が違いを認め合い、支え合うまちづくり」を実現していきます。

[最近の障害福祉関連施策の主な動き]

「児童福祉法」改正（H24.4月施行）
<ul style="list-style-type: none"> ●障害児の定義に精神障害（発達障害を含む）を追加 ●障害種別等に分かれていた障害児施設（通所・入所）について一元化 ●放課後等デイサービス，保育所等訪問支援，障害児相談支援の創設
「障害者差別解消法」（H25.6月成立，H28.4月施行）
<ul style="list-style-type: none"> ●地方自治体等における差別的取り扱いの禁止 ●地方自治体等における合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務） ●差別解消に向けた取組に関する要領を策定（地方自治体は努力義務）
「障害者権利条約」の批准（H26.1月）
<ul style="list-style-type: none"> ●平成19年に署名後，基本法改正，差別解消法制定等の国内法制度の整備に取り組んできた
「難病医療法」（H26.5月成立，H27.1月施行）
<ul style="list-style-type: none"> ●難病の患者に対する医療費助成を法定化し，その対象を拡大 ●相談，福祉サービス，就労や社会参加への支援も充実する
「障害者雇用促進法」改正（H25.6月成立，H28.4月施行）
<ul style="list-style-type: none"> ●雇用の分野における障害を理由とする差別的な取扱いを禁止 ●法定雇用率算定に精神障害者を加える（平成30年4月1日から施行）
「成年後見制度利用促進法」（H28.5.13施行）
<ul style="list-style-type: none"> ●成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進
「発達障害者支援法」改正（H28.5月成立，H28.8月施行）
<ul style="list-style-type: none"> ●障害の定義と発達障害への理解の促進 ●発達障害者支援地域協議会の設置
「ニッポン一億総活躍プラン」（H28.6.2閣議決定）
<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者，難病患者，がん患者等の活躍支援 ●地域共生社会の実現
「障害者総合支援法」の改正（H30.4.1施行，一部H28.6.3施行）
<ul style="list-style-type: none"> ●自立生活援助の創設・就労定着支援の創設 ●高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ●障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）
「児童福祉法」の改正（H30.4.1施行，一部H28.6.3施行）
<ul style="list-style-type: none"> ●障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定） ●医療的ケアを要する障害児に対する支援
「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」の施行（R1.6.28施行）
<ul style="list-style-type: none"> ●視覚障害者等の読書環境の整備を総合的，計画的に推進

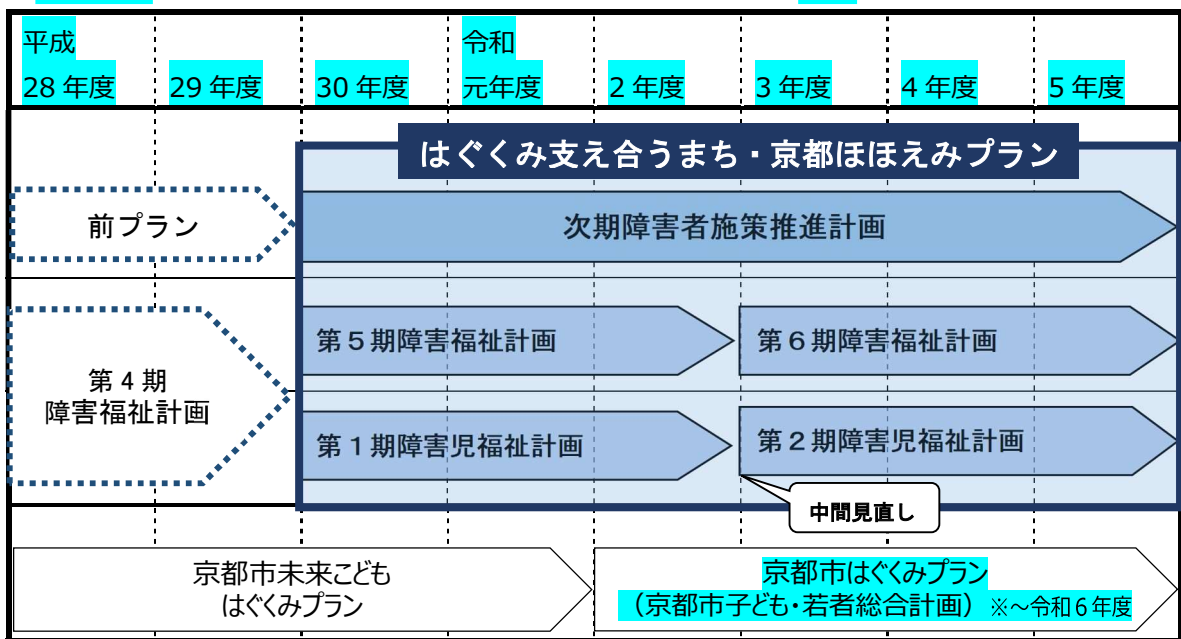
2 計画の性格・位置づけ等

(1) 計画の性格・位置づけ

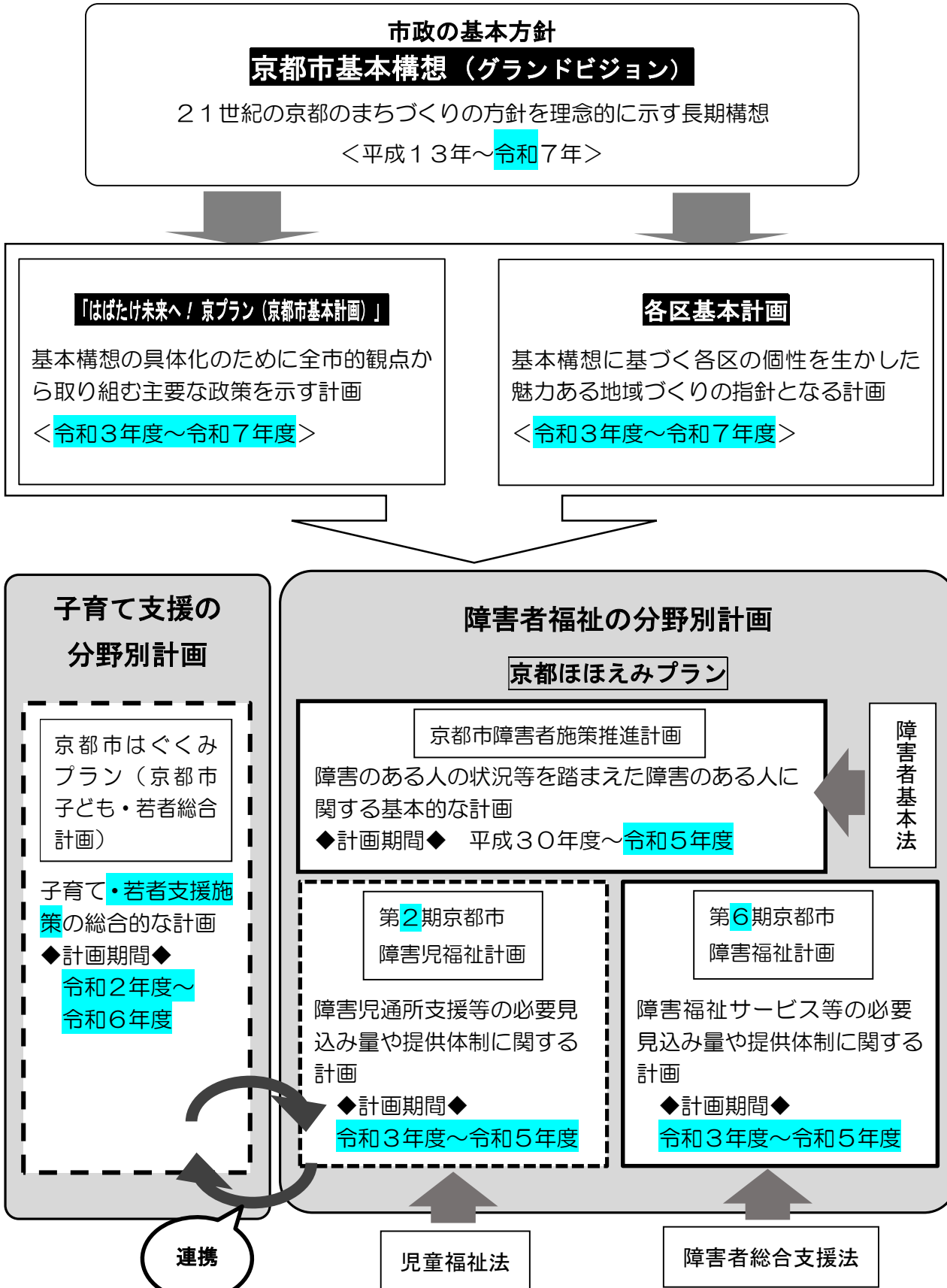
- このプランは、「障害者基本法」に基づき本市の障害者施策の方向性等を定める基本的な計画である「京都市障害者施策推進計画」と、「障害者総合支援法」に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の必要な見込量とその確保のための方策を定める「障害福祉計画」及び「児童福祉法」に基づく「障害児福祉計画」の3つの性質をもつ計画です。
- また、本市では、21世紀の京都のまちづくりの方針の長期構想である「京都市基本構想」（2001年から25年間）を具体化するため、「京都市基本計画（2011年から10年間）」を策定し、持続可能でレジリエンス（しなやかな回復力）のある社会の実現に向けて、取り組んでおり、このプランは、「京都市基本計画」の障害者福祉分野における分野別計画として策定し、各分野別計画（第7期京都市民長寿すこやかプラン、京都市未来こどもはぐくみプラン、京（みやこ）地域福祉推進指針等）との十分な連携の下に推進していきます。

(2) 計画期間

- このプランは、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）までの6年間を計画期間としておりますが、障害福祉計画及び障害児福祉計画については3年毎の策定が義務付けられているため、3年後の令和2年度に次期計画の策定作業を行い、それに併せて全体の間見直しを行いました。



(3) 他計画との関係性



第2章 これまでの計画の取組状況

1 支えあうまち・京都ほほえみプランの取組状況

(1) 全体的な取組状況

「支えあうまち・京都ほほえみプラン」(前プラン)は、平成25年度から平成29年度までの5年間の計画期間とする「障害者基本法」に規定する障害のある人の福祉に関する施策の基本計画として策定したものです。

前プランでは、今後実施すべき206項目の具体的な取組を掲げており、プランの着実な推進に取り組んできた結果、全ての取組が実施済み又は実施中となっております。

施策目標	取組項目	取組状況	
		実施済 又は 実施中	検討中
1 お互いに認め合い支え合ってくらすまちづくり	67	67	0
2 自立した地域生活の促進	59	59	0
3 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実	37	37	0
4 生きがいをもって働くことができる社会づくり	21	21	0
5 生活しやすい社会環境の整備	22	22	0
計	206	206	0

(2) 施策目標ごとの主な取組について

○ お互いに認め合い支え合っくらすまちづくり

お互いに認め合い支え合っくらすまちづくりのために、相談支援の充実や差別解消法に基づく取組、コミュニケーション支援の強化などに取り組んできました。

●主な取組事業例●

- ・地域における相談機能の中核となる「基幹相談支援センター」を市内5圏域に設置（25年度）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する京都市対応要領を策定・周知（27年度）
- ・手話言語条例の制定を受けて、市民向け手話学習番組「しゅわしゅわ京都」の制作・放映（29年度）

○ 自立した地域生活の促進

障害や疾病があっても住み慣れた地域で心豊かに、すこやかに安心して暮らすことができるよう、障害特性に合わせた適切な保健・医療サービスの提供に取り組んできました。

●主な取組事業例●

- ・高次脳機能障害専門相談窓口として「高次脳機能障害者支援センター」を設置（27年度）
- ・自殺対策の指針となる「きょう いのち ほっとプラン」（京都市自殺総合対策推進計画）を改定（28年度）

○ 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

障害のある子どもに対する保育、療育の実施に当たり、それぞれが必要とする支援の内容を把握し、各関係機関が連携した支援体制を構築するとともに、インクルーシブ教育の理念を踏まえ、すべての子どもたちが共に学び合い、育ち合う教育を推進する取組を進めてきました。

●主な取組事業例●

- ・障害児の放課後支援、通学支援の拡充に向け、移動支援に「ほほえみネット」を新設（25年度）
- ・重度心身障害児を通わせる放課後等デイサービス又は児童発達支援事業所の新規開設に対する助成を実施（27年度）
- ・市内全ての就学前施設において就学支援シート事業を実施（26年度）

○ 生きがいをもって働くことができる社会づくり

障害のある人が生きがいをもって社会参加できるまちづくりのために、就労の場の確保を図るとともに、就労を支援する体制の整備に取り組んできました。

●主な取組事業例●

- ・障害のある人が働ける職域の設計や特例子会社設立等のノウハウを必要としている企業等に対して、障害者雇用促進アドバイザーの派遣制度の実施（25年度）
- ・障害福祉サービス事業所や総合支援学校等の関係機関が連携した職場への定着支援として、京都市障害者職場定着支援等推進センターを開設（26年度）
- ・地域企業と障害福祉事業所との連携による新商品開発プロジェクトを実施（26年度）

○ 生活しやすい社会環境の整備

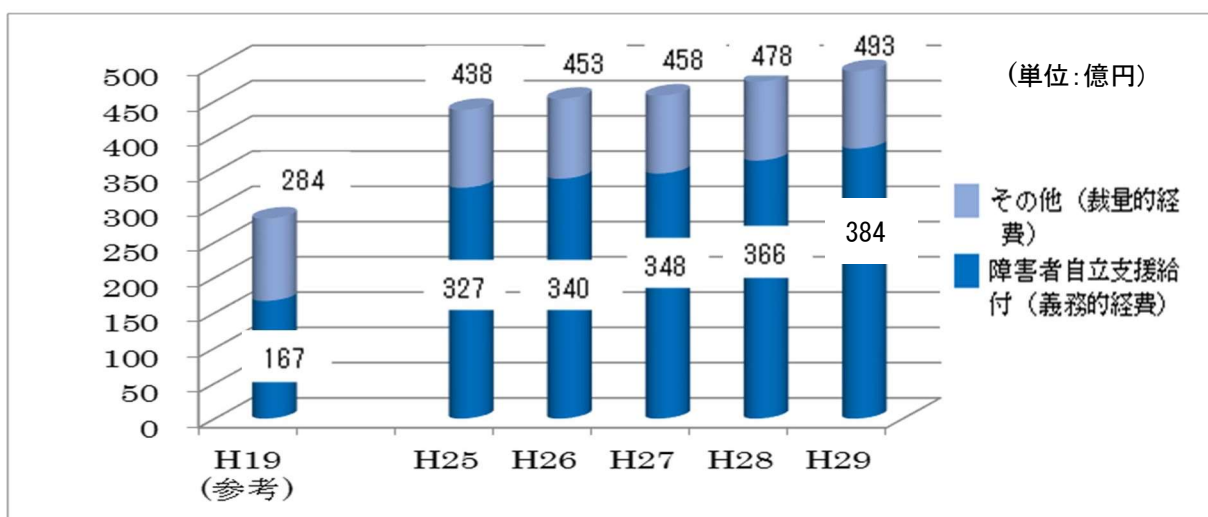
障害のある人の活動の場や行動範囲を広げ、自由な社会参加を促進するために、建物や道路等のバリアフリー化を推進するほか、障害のある人を災害から守り、安心・安全な暮らしを確保するために、福祉避難所の拡充や、避難支援体制の確立に向けた仕組みづくりを進めてきました。

●主な取組事業例●

- ・福祉避難所の適切な運営に向け「京都市福祉避難所移送対象者の選定及び受入調整等に係るガイドライン」を策定（26年度）
- ・地下鉄烏丸線（烏丸御池駅、四条駅、京都駅）への可動式ホーム柵の設置（26、27年度）
- ・双方向カメラを活用した聴覚障害者との筆談機能を有するIC対応型多機能インターホンを四条駅と京都駅の無人改札口に設置（28年度）

障害者福祉予算は年々増額。平成29年度は、平成19年度の約1.7倍になっています。

*平成29年度に創設された子ども若者はぐみ局への移管事業分を含めた額になります。



第5期障害福祉計画の取組状況

(1) 計画の概要

「障害者総合支援法」に基づき、国の基本指針や本市の実情等を踏まえたうえで「成果目標」を設定するとともに、目標を達成するため、障害者福祉サービス等の必要な見込み量及びその確保のための方策を定めるものです。

(2) 進捗状況

○ 施設入所者の地域生活への移行

区 分	人 数
令和2年度末時点の目標（注1） a	45人以上
令和2年度末時点の実績（注2） b	10人
進捗率（b/a）	22.2%

（注1）平成30年度から令和2年度末までの間に入所施設から地域生活へ移行する人数

（注2）平成30年度から令和元年度末までの間に入所施設から地域生活へ移行した人数

現在、超長期にわたる施設入所により、地域での生活拠点を失い、地域生活への意欲を著しく低下した人たちが少なくない現状がある。こういった場合においては、成果目標ありきの数字合わせのための地域移行であってはならず、一人一人の自己決定を尊重し、高齢化した家族に負担をかけることなく、円滑に地域移行を進める必要がある。

このことから、「第6期障害福祉計画」においては、第5期計画に引き続き、実情を踏まえた地域移行を推進できる数値目標を掲げることとするが、合わせて、グループホームの設置促進等による地域生活の環境づくり、重度障害者に対する福祉サービスをはじめ支援サービス充実と連携した当事者の意欲向上と生活スキル向上への取組の充実にも、積極的に取り組んでいくものとする。

また、地域生活への移行が困難な方の施設生活の質の向上にも同時に取り組んでいく必要がある。

○ 入院中の精神障害者の地域生活への移行

- ① 6月に入院した患者の入院3箇月時点の退院率
- ② 6月に入院した患者の入院6箇月時点の退院率
- ③ 6月に入院した患者の入院後1年経過時点の退院率
- ④ 令和元年6月末時点の長期（1年以上）在院者数（1,659人）の削減割合

区 分	①入院後 3箇月の 平均退院率	②入院後 6箇月の 平均退院率	③入院後 1年の 平均退院率	④1年以上長期入院患者数	
				65歳以上	65歳未満
令和2年度時点の目標 (注1) a	69%以上	84%以上	90%以上	1,250人以下	195人以下
令和元年度時点の実績 (注2) b	57.9%	79.2%	86.9%	1,381人	277人
進捗率 (b/a)	83.9%	94.3%	96.6%	89.5%	57.9%

(注1) ①, ②及び③は, 令和元年6月に入院した患者の退院率

④は, 令和2年6月30日0時時点の在院患者数

(注2) ①, ②及び③は, 平成30年6月に入院した患者の退院率（京都府の調査による最新数値）

④は, 令和元年6月30日0時時点の在院患者数（国が実施している精神保健福祉資料（630調査）による最新数値）

○ 障害福祉サービス事業所等から一般就労への移行

区 分	一般就労への 移行者数	就労定着支援に よる職場定着率
令和2年度末時点の目標 (注1) a	243人以上	80%以上
令和元年度末時点の実績 (注2) b	286人	92.2%
進捗率 (b/a)	117.7%	115.3%

(注1) 令和2年度中に障害福祉サービス事業所等から一般就労へ移行する人数

(注2) 令和元年度中に障害福祉サービス事業所等から一般就労へ移行した人数

○ 障害者の地域生活の支援

区 分	取組状況
地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点に求められる5つの機能(①相談, ②緊急時の受入れ・対応, ③体験の機会・場, ④専門的人材の確保・養成, ⑤地域の体制づくり)を面的に整備することで, 地域生活支援拠点の更なる整備を進める。

* 地域における複数の機関が分担して機能を担うこと

第1期障害児福祉計画の取組状況

(1) 計画の概要

「児童福祉法」に基づき、国の基本指針や本市の実情等を踏まえたうえで「成果目標」を設定するとともに、通所支援等の必要な見込み量及びその確保のための方策を定めるものです。

(2) 進捗状況

区 分	取組状況
児童発達支援センターの設置	市内に9箇所設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に11箇所設置 ・重症心身障害児や児童発達事業所等の実態把握調査を実施
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（3箇所）、放課後等デイサービス（5箇所）を確保 ・重症心身障害児や児童発達事業所等の実態把握調査を実施
医療的ケア児支援の協議の場の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児や児童発達事業所等の実態把握調査を実施

第4章 計画の基本方針等

基本方針

障害のあるひともないひとも、すべてのひとが違いを認め合い、
支え合うまちづくりを推進する

5つの施策目標

1	お互いに認め合い支え合って暮らすまちづくり
2	地域で自立して生活できる仕組みづくり
3	安心して生活できる社会環境の整備
4	生きがいや働きがいをもてるまちづくり
5	障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

施策目標ごとの施策体系

施策目標 1	啓発，相談支援，意思疎通支援・情報保障，手話
施策目標 2	福祉サービス，住まい・暮らし，地域交流
施策目標 3	健康・医療，こころの健康，難病支援，ユニバーサルデザイン，災害対策，権利擁護
施策目標 4	社会参加，文化・スポーツ，就労
施策目標 5	早期発見・早期支援，特性や状況に応じた支援の提供，相談・支援・連携体制の強化，一人一人のニーズに応じた教育の推進

第5章 共生社会実現に向けた具体的施策

1 重点目標

各施策目標を横断し、全てを貫く重要な視点として、重点目標を設定します。

(1) 重点目標 1

「重複障害」や「重度障害」「はざま*」への適切な対応など、ひきこもりに対する支援などの複合的支援を充実します

保健福祉センター、障害福祉サービス事業所等への専門的観点からのバックアップやサポートの体制整備と、関係機関との総合的支援ネットワークの構築に取り組むことにより、「重複障害」や「はざま*」、「重度障害」への適切な対応、ライフステージの変化に応じた切れ目のない支援、児童虐待の背景にある保護者・児童の課題等やひきこもりに対する支援等、複合的支援の充実を図ってまいります。

(2) 重点目標 2

障害のある女性など複合的に困難な状況に置かれている人の権利を擁護するため、複合差別解消の視点をもって施策を推進します

複合差別の視点から、障害者の権利に関する条約第6条にも「障害のある女性」が掲げられており、障害のある女性など複合的に困難な状況におかれている人の状況を把握し、既存の取組においても、複合差別解消の視点をもって点検のうえ、男女共同参画に係る関係機関等とも連携しながら必要な取組を進めていきます。

(3) 重点目標 3

地域移行に向けて、また、障害のある人がすべて地域で安心して自分らしく生活できるよう、地域での理解促進など、市民みんなで支え合う体制の整備を推進します

障害のある人が、どこでどのように暮らすかを選択するために必要な情報の提供や、地域で安心して暮らすための福祉サービスの充実、相談支援体制の更なる充実など、地域生活への移行に必要な総合的な支援を推進します。

(4) 重点目標 4

特性や状況に応じて、すべての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育を受けられるよう、切れ目のない相談や支援を充実します

早期発見・早期支援を基本に、特性や状況に応じて、すべての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育を受けられるよう、相談・支援・連携体制の充実・強化を図ります。

* 3障害（身体、知的、精神）の施策のはざま（高次脳機能障害、発達障害等）や、ライフステージの変化の際の施策のはざま（障害児施策から障害者施策への切れ目のない移行等）

2 5つの施策目標と具体的施策

施策目標1 お互いに認め合い支え合って暮らすまちづくり

<現状と方向性>

- すべての人の命は平等でかけがえのないものであるという理念の下、障害のある人もない人も共に同じように社会で生活していく共生社会の実現に向け、すべての市民が障害や障害のある人への正しい理解と認識を深め、お互いに人権を尊重し合う市民意識の高揚を図る取組が重要です。

「障害者生活状況調査」においても、「社会が、障害のある人に理解と関心をもってほしい」、「精神障害、てんかんや発達障害に対する理解を深める活動を進めてほしい」と回答した割合が高くなっており、障害への理解・啓発への取組の更なる充実が求められています。

- また、「障害者差別解消法」の認知度について、「障害者生活状況調査」によると、「障害者差別解消法」を知らないと回答した割合が高く、身体障害者、知的障害者、高次脳機能障害では「内容まで知っている」の回答割合が2割以下と障害者差別解消法の認知度は高いとはいえない状況です。このため「障害者差別解消法」の認知度を高める取組を進めるとともに、差別の解消に向けた広報・啓発活動を継続実施し、障害のある人の権利利益を侵害することのないよう、あらゆる場面で、社会的障壁を取り除くための取組を進めます。
- 合わせて、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ*の向上を推進する観点から、積極的な広報・啓発活動に努めるとともに、企業・市民団体等の取組を支援します。
- 障害のある人が地域社会の中で自立して暮らすために必要とするサービスや支援に的確につなげるため、引き続き、相談支援の更なる充実を図るとともに、施策のはざまにある人への相談支援の強化に努めていきます。
- 社会経済情勢の変化等を背景として、市民が抱える福祉的な課題はますます多様化・複合化していることから、ひきこもりをはじめ、課題を抱える世帯への支援を本市として積極的に取り組みます。

【中間見直しで新たに取り組む課題】

* 施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと

○ 誰もが必要な情報が的確に入手できるよう、わかりやすい情報発信を行うとともに、点訳化や音訳化など障害の特性に配慮した情報の提供や、**ヒアリンググループの普及等**、必要な情報を得るための方法の選択肢の拡大に努めます。

○ 令和元年6月に視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）が公布、施行され、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、読書や図書館の利用に困難を伴う人が読書を通じて文字・活字文化に触れることのできる環境整備を進めることとされ、本市においても読書に親しみやすい環境づくりの取組を進めていきます。

【中間見直しで新たに取り組む課題】

○ 本市では、平成28年3月、「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」を制定しました。この条例では、「手話とは、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。」とし、基本理念には、手話が言語であること及びろう者をはじめ、中途失聴者、難聴者その他の手話を必要とする人が、より豊かな生活や人間関係を築くため手話によりコミュニケーションを円滑に図る権利を有し、すべての人が相互に人格と個性を尊重することを掲げています。

また、本市の責務として、「手話を必要とする人が、安心して生活し、又は滞在することができるよう、必要な配慮を行い、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。」と定めています。

この手話言語条例の基本理念に基づき、手話に対する理解促進及び手話の普及等を推進することにより、すべての人がお互いを尊重し合いながら共生することのできる社会の実現を目指します。

啓 発

1 市民等に対する啓発・広報活動の推進

「社会モデル^{*}」による障害者の定義や、「合理的配慮」の必要性などをはじめ、障害や障害のある人への正しい理解と認識を深め、障害のある人もない人も、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指します。

***「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方のこと**

2 障害福祉を支える担い手等に対する啓発の推進

障害福祉サービスの提供事業者等に対して、障害理解や権利擁護についての啓発を目的とし、全市向け・圏域ごとの研修を実施するほか、企業等に対して、障害のある人の雇用の促進に向け、京都府や京都労働局と協力し、啓発活動に取り組みます。

また、企業や団体、公的機関等に対しても、1と同様に障害や障害のある人への正しい理解と認識を深めるための啓発に取り組みます。

3 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進

身体障害者、知的障害者、精神障害者の方だけでなく、難病患者等も含め、障害や社会的障壁によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受け、生きづらさを抱えるすべての方を対象として、あらゆる差別の解消に向けた取組を積極的に展開していきます。

また、特に障害のある女性は、障害に加えて女性であることにより、さらに複合的に困難な状況におかれている場合があることに留意し啓発に取り組みます。

相談支援

4 相談支援体制の充実

障害のある人の様々な相談ニーズに応じ、円滑かつ適切な福祉サービスの利用につながるよう、地域の身近な窓口である保健福祉センター、障害者地域生活支援センターにおいて、障害のある人本人の意思を尊重したきめ細かな相談支援の提供に努めるとともに、計画相談支援を提供する事業所の設置促進と相談支援従事者に対する研修の実施等による質の向上を図り、相談機能を充実させていきます。

複合的な課題等、一つの施策や制度、機関だけで対応することが困難なものへ効果的な支援が行えるよう、「障害者地域自立支援協議会」においてネットワークを構築し、相互の連携と情報提供による相談支援を行う体制を整備します。

また、ピアカウンセラーである障害者相談員等の相談支援により、相談支援の活動の充実を図ります。

5 専門相談機能の充実

地域リハビリテーション推進センター，こころの健康増進センター，発達障害者支援センターかがやきなどの専門相談機関がその機能を最大限発揮し，ニーズに応じた相談支援を行います。

また，地域リハビリテーション推進センター，こころの健康増進センター，児童福祉センターの3施設が一体化し連携することで，保健福祉センターへの専門的観点からのバックアップや障害福祉サービス事業所等に対する地域の支援力向上のサポート等を行い，より専門的な相談支援の充実を図ります。

6 切れ目のない支援の提供

3施設が一体化した新施設が，保健福祉センター等へ専門的観点からのバックアップやサポートを行うなど，連携を強化することで，障害のある人やその家族等のニーズや課題に早期に気付いて必要な支援策につなぎ，地域や関係機関とともに支える切れ目のない支援を行うとともに，子どもから大人への移行だけでなく，65歳到達後もニーズに応じた適切な対応を行います。

また，保健福祉センター及び障害者地域生活支援センターにおける相談対応と合わせて，休日や夜間・早朝等の時間帯においても相談に応じられる体制を整備することにより，24時間・365日の切れ目のない相談支援の提供に取り組みます。

7 ひきこもり等複合的な課題に対する支援

ひきこもりをはじめ，多様で複雑化した課題を抱える世帯への支援に当たり，支援の受け手を中心とした包括的な寄り添い支援を行います。

意思疎通支援・情報保障

8 意思疎通支援の充実

障害により情報の取得や伝達に困難を生じる人の生活の質の向上に向け，要約筆記者等の意思疎通支援者の派遣や，**ヒアリンググループの普及**，意思疎通が困難な重度障害のある人が入院した際のコミュニケーション支援の充実など，コミュニケーション方法に応じた必要な支援を実施します。

また，誰もが必要な情報にアクセスできるよう，市民や企業等に対し，情報発信や事業活動などを行う際に必要となる配慮事項について周知を図ります。

9 視覚障害者等の読書環境の整備の推進

アクセシブルな書籍等の提供や、障害の種類・程度に応じた配慮を行うことで、視覚障害者等の社会参加・活躍の推進や共生社会の実現を図ります。

10 行政情報における合理的配慮の推進

必要な情報が必要な人に届くよう、わかりやすい広報を行うとともに、カラーユニバーサルデザインへの配慮、点訳化や音訳化など、障害特性に配慮した情報の提供や、情報利用のための手段についての選択肢の拡大に努めます。

手話

11 手話に対する理解促進及び普及

ろう者をはじめとする当事者と関わりながら、手話の意義や役割への理解を深めたり、手話に気軽に触れ、体験できる機会を児童生徒や市民に対し様々な形で提供していきます。

12 コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備

手話を必要とする人が可能な限り手話により意思の伝達を行い、コミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳者の養成や派遣、当事者が手話を学ぶ機会の提供等の環境の整備を進めていきます。

<第6期障害福祉計画>

○相談支援体制の充実・強化等

項目	成果目標及び考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保	下記4点を実施することにより相談支援体制の充実・強化等を図る。 ①総合的・専門的な相談支援として、市内15箇所に設置している障害者地域生活支援センター、切れ目のない相談窓口として設置している京都市障害者休日・夜間相談受付センターでの相談受付件数（R5：189,410件） ②市内15箇所に設置している障害者地域生活支援センターでの専門的な指導・助言（R5：5,129件） ③基幹相談支援センターで実施している人材育成のための研修実施件数（R5：24件） ④基幹相談支援センターで実施している相談支援従業者同士の交流ができる研修の実施回数（R5：24件）

施策目標 2 地域で自立して生活できる仕組みづくり

<現状と方向性>

- 障害のある人が、住み慣れた地域で自立して生活し、家族介護を前提とせず暮らすためには、居宅介護や生活介護、短期入所など、必要とする福祉サービスを十分に提供できる体制が必要です。
さらに、医療的ケアが必要な人や重症心身障害のある人、強度行動障害のある人等への十分な支援、本人やその家族の高齢化に伴い生じる様々なニーズへの対応、緊急時の迅速かつ適切な支援など、きめ細かな対応に努める必要があります。福祉、保健、医療、介護など分野を横断した支援が必要です。
- 障害保健福祉圏域ごとに設置している5つの地域協議会で把握され、京都市自立支援協議会で集約した検討課題やニーズとしても、通所先への送迎手段の確保、一人暮らしの場やグループホーム等の住まいの場の課題、医療的ケアをはじめ専門的な援助技術が必要な人への支援体制の不足、総合支援学校卒業生の進路先の確保、介護保険対象となった高齢障害者への支援などが挙げられています。
- 「障害者生活状況調査」においても、ホームヘルプサービス、短期入所（ショートステイ）が、「将来、必要になったときに利用したい」、「現在利用している又は利用したことがある」の比率が年々高まっており、本市のこれらのサービスの過去の実績を見ても、利用人数及び利用量ともに増加傾向で推移しており、こうした利用動向を踏まえると、更なるサービスの利用が予想されるため、必要なサービス量と質の確実な確保に努めることが重要です。
- また、自立支援医療に係る本市独自の負担軽減策を引き続き実施するとともに、「新京都方式」として実施してきた本市独自軽減策が国制度を上回る部分については継続し、障害のある人のサービス利用を引き続き支援していきます。
- 「障害者生活状況調査」において、「グループホームや一人暮らしなどを体験する機会」や、「障害のある人に配慮した住まい（公営住宅等）がほしい」の回答が高くなっており、障害のある人それぞれの多様なニーズに応じた住まいの確保が必要です。入所施設や精神科病院からの地域生活への移行を促進するとともに、親元からの一人暮らしを希望する障害のある人の地域生活を支援していくためには、居住支援に加えて、地域の理解を促進する取組が重要な課題であるといえます。

- 障害のある人が安心して地域で暮らし続けるためには、福祉サービスの充実や、住まいの確保、障害のある人を介護する家族の負担軽減等だけでなく、地域リハビリテーション*の一層の推進や、町内会等の身近な地域での交流など、地域住民との顔の見える関係づくりも重要です。それらの取組に当たっては、障害者団体や地域住民等との連携も必要です。

「障害者生活状況調査」によると、災害時における不安として、すべての障害種別で、「自分で避難できない」、「初期消火ができない」という回答割合が高くなっていますが、身近な地域で良好な人間関係を構築することができることで、こうした不安の解消にもつながっていきます。

- 令和2年は、新型コロナウイルス感染症の発生及び感染拡大による影響が長期化し、障害のある人やそのご家族、支援者等は不安を感じながら生活することとなりました。新型コロナウイルス感染症拡大への対策に引き続き取り組むとともに、そのような状況下においても必要なサービスが継続的に提供され、障害のある人などが安心して地域で暮らせるよう取り組みます。 【中間見直して新たにに取り組む課題】

* 障害や疾病があっても、住みなれたところですよやかに安心して暮らすことができるよう、医療・保健・福祉及び生活に関わるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力しあって行う活動のすべてをいいます。

福祉サービス

13 障害福祉サービス等の量等の充実

障害福祉サービス事業所等の安定的な運営や事業所職員の確保等のため、国に対し、報酬水準の改善をはじめとする必要な措置を講ずるよう積極的に働き掛ける等、担い手の確保に取り組めます。

また、医療的ケアが必要な人や重症心身障害児者、強度行動障害のある人等への十分な支援体制が確保できるよう、京都府と連携して必要な援助技術を有する従事者の育成に努めるとともに、医療型短期入所や強度行動障害のある人の受入れ等のサービス提供体制拡充に取り組む事業者への支援を行うほか、様々なニーズに対し、障害福祉サービス等の施策の充実による対応に努めることにより、支援体制の充実を図ります。

14 障害福祉サービス等の質の向上

医療的ケアが必要な人や重症心身障害児者、強度行動障害のある人等支援の必要性の高い人をはじめ多様なニーズに応じたきめ細かなサービスが提供されるよう、障害福祉サービス事業者や相談支援専門員の専門的な技術の向上や更なる知識の習得に取り組むとともに、管理者等への研修機会を拡大し、事業所が自主的に業務水準の向上に努めることができる環境づくりを推進します。

また、支援困難な課題に対し、専門的な知見からの助言・指導を得て適正に対応できるよう、障害者地域自立支援協議会の支援会議へアドバイザー派遣を実施する等、質の高いサービス提供への支援を行います。

15 感染症等の新たな課題に対する支援

新型コロナウイルス感染症をはじめ、これまでに経験したことのない状況等が発生した場合においても、障害福祉サービス事業所等が継続的にサービスが提供できる対策や支援に取り組むとともに、新しい生活スタイルの下、障害のある人とその家族が安心して生活できるよう、障害や障害のある人への理解のための啓発に取り組みます。

住まい・暮らし

16 グループホーム等の設置促進

地域生活への移行や親元からの一人暮らしに向け、障害のある人が地域で生活するための基盤となるグループホーム等の設置を促進するため、国等の整備費補助の活用による開設費用の負担軽減や開設に当たり必要となる情報の運営法人に対する提供を行うとともに、公的な既存施設の活用について検討します。

17 地域での住まいの確保と住環境整備

障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、福祉用具等の利用を促進したり、自宅の改修をはじめ、公営住宅だけでなく民間賃貸住宅への入居を支援するための取組を推進します。

18 障害のある人の家族への支援

障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、その家族の負担軽減の視点も持って、地域における障害福祉サービスの充実や利用促進、研修会の実施や、関係団体とも連携した相談体制の整備等に取り組みます。

19 地域生活へ移行する仕組みづくりと支援体制の充実

障害のある人の希望を尊重し、その家族の思いや理解促進に十分に配慮しながら、行政、民間、地域の連携による地域生活への移行の促進に向けた仕組みを構築するとともに、地域移行支援と生活支援の提供体制の充実を図ります。

20 住み慣れた地域での生活を支える支援体制の充実

障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域全体で支える仕組みを作るために、「障害者地域自立支援協議会」において、支援関係機関の連携を強化し、地域の支援の輪を広げるとともに、複合的な課題のある人への重層的な支援を実施していくため、福祉・保健・医療・教育・労働等の各分野の関係機関が連携・協働する支援体制の構築に取り組みます。

また、障害のある人の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えた地域生活支援拠点の整備に当たっては、地域における複数の機関が分担して機能（①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を担う「面的整備型」を基本としつつ、共同生活援助や障害者支援施設等に地域で求められる複数の機能を付加した多機能型事業の促進についても検討を進めます。

こうした取組に当たっては、障害者団体や地域住民団体等との連携を密にすることで障害のある人に対して様々な角度からの支援を進めます。

＜第6期障害福祉計画＞

○施設入所者の地域生活への移行

項目	成果目標及び考え方
令和5年度末までの地域生活移行者数	令和元年度末入所者（1,225人）の2.6%以上（32人以上）を地域生活へ移行

※ 施設入所者数については、地域移行者数32人が地域移行したとしても、その数以上の施設入所希望者がいることから成果目標としては設定しないが、地域移行を支えるグループホームの設置推進や重度障害者に対する支援の充実等により、施設入所希望者が施設入所だけでなく、地域生活の継続という選択肢も持てるように取り組む。

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	成果目標及び考え方
1年以上長期入院患者数	65歳以上 これまでの減少率（10.8%）に基づき、1,243人以下と目標値を設定する。
	65歳未満 これまでの減少率（18.5%）に基づき、248人以下と目標値を設定する。
入院後3箇月時点の退院率	国の目標値とほぼ同じ推移が見込まれるため 国指針と同じ数値である69%以上と目標値を設定する。
入院後6箇月時点の退院率	国の目標値とほぼ同じ推移が見込まれるため 国指針と同じ数値である86%以上と目標値を設定する。
入院後1年時点の退院率	国の目標値とほぼ同じ推移が見込まれるため 国指針と同じ数値である92%以上と目標値を設定する。

○障害者の地域生活支援拠点等の整備

項目	成果目標及び考え方
地域生活支援拠点等の整備	自立支援協議会において、年に1回、地域生活支援拠点の運用状況の報告・検討を行うことを目標として設定する。

○障害福祉サービス等の質の向上

項目	成果目標及び考え方
障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組の実施	下記2点を実施することにより障害福祉サービス等の質の向上を図る。 ①障害福祉サービス等に係る研修の実施 ②障害福祉サービス事業所等に対する集団指導の実施

地域交流

21 地域とのつながりの構築

障害のある人が、住み慣れた地域で暮らすためには、日頃から地域での交流を図るなど、顔の見える関係づくりが重要です。そのため、地域コミュニティの活性化を推進し、将来にわたって、地域住民が支え合い、安心して快適に過ごすことができる地域コミュニティを実現することにより、障害のある人と地域との連携を深め、障害のある人の地域交流への参加を進めます。

また、障害のある人が、地域の学校等を訪問し、児童・生徒との交流を図り、障害や障害のある人への理解と認識を深める取組についても、引き続き進めます。

22 地域活動を支える担い手の育成

市民のボランティア活動への参加は、障害や障害のある人を正しく理解する貴重な機会であるとともに、障害のある人が、地域活動など様々な活動に参加する機会を拡大するものであるため、引き続き、市民参加の福祉ボランティア活動を進めます。

あわせて、障害のある市民を支援する人を対象にリハビリテーションに関する知識、技術の向上に向けた研修や交流セミナーを実施するなど、地域リハビリテーション推進の取組を進めます。

23 市民交流の促進

障害のある人とない人が交流する機会を創出するとともに、障害者団体や地域住民団体、福祉サービス事業者などが主体となって実施する交流事業を積極的に支援していきます。

施策目標3 安心して生活できる社会環境の整備

<現状と方向性>

○ 障害のある人や難病患者が地域で安心して暮らしていくためには、必要な医療やリハビリテーションが受けられ、気軽に医学上の相談ができる体制などを充実することが必要です。また、ストレスの多い現代社会におけるこころの健康の保持増進など、様々な保健・医療が求められています。

障害の原因疾病の発生予防から、早期発見・早期支援、それぞれの障害特性等に応じた適切な保健・医療サービスの確保に努め、あわせて、障害のある人の健康づくりの推進に関する周知、啓発などに取り組むことが必要です。

○ 新型コロナウイルス感染症を正しく理解し、適切な対応を行うことが重要です。また、障害特性等から新しい生活スタイルを実践することで新たな支障が生じることもあります。新型コロナウイルス感染症の影響により生きづらさを抱える人への支援に加え、様々な配慮やサポートが必要な人がいることの市民理解への取組が必要です。

【中間見直しで新たにに取り組む課題】

○ 「障害者生活状況調査」においては、精神障害者では、地域で生活していく上で必要なこととして、「具合が悪くなったら、いつでも診察してくれる病院・診療所」の回答が高くなっており、夜間であっても相談対応ができ、治療につなげられる精神科救急医療体制の更なる整備が求められています。

○ 難病患者が地域で安心して療養しながら暮らしを続けていくことができるよう、難病患者に対する相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援等に取り組み、難病患者等の療養上、日常生活上での悩みや不安の解消等を図るとともに、難病患者等の持つ様々なニーズに対応し、医療機関をはじめとする地域の関係機関と連携した支援対策を一層推進する必要があります。

- 「障害者生活状況調査」においては、身体障害児・者のうち、「外出の際の問題点」として、「道路や駅に階段や段差が多い」と回答した人の比率は約4割、「道路に自転車などの障害物が多い」と回答した人の比率は約2割であり、前回調査同様の高い比率を占めています。

知的障害児・者については、「電車の遅れや急な停止、その他通常以外の事態が起こったときに、強い不安を感じたりパニックになったりする」と回答した人の比率が2割を超えており、ハード面からのユニバーサルデザインの取組を推進するのはもちろんのこと、障害のある人に声をかけて自発的にサポートするなどの「こころのバリアフリー」も進めていく必要があります。

- 実際に災害に巻き込まれた際に不安を感じることは、「障害のある人に対応した避難所の設置がない」、「避難所で投薬や治療を受けることが難しい」、「他の利用者に迷惑をかけてしまう」との回答割合が高く、障害に配慮のある設備面での充実に加え、周囲に気をつかわず安心して過ごせる避難所の設置（福祉避難所の増設など）や、避難所における医療的な支援の必要性が「障害者生活状況調査」の結果から明らかになっています。

大規模災害の発災直後に、行政が直接、救助活動を行うことは困難であり、災害が発生したとき、地域住民や障害福祉サービス事業者等による共助の取組も必要です。そのため、平常時から地域での交流が図られ、災害対応力を高めていくことが重要であり、京都の自治の伝統をいかした地域の互助機能と連動した防災体制の強化が求められています。

また、災害時に一般避難所での生活が困難な災害弱者のため、二次避難所として設置する「福祉避難所」について、協定を締結している施設との連携を深め、災害に備えて円滑に開設・運営が行えるよう準備を進めておくことが必要です。

- 意思表示能力に障害のある人が、本人の意図しない状況に陥ったり、権利が侵害されることのないよう、障害のある人が自らの考えに基づき選択、意思決定することの重要性を認識し、必要な対応を実施するとともに、権利利益の保護等のための事業・制度が適切に広く利用されることが重要です。

また、虐待は障害のある人の権利や尊厳を脅かすものであり、尊厳のある安定した生活が送れるよう、障害者虐待の未然防止と、早期発見・早期対応に取り組まなければなりません。

健康・医療

24 障害の要因となる疾病の早期発見・早期支援

障害の原因となる疾病の予防，二次障害，障害の重度化を防ぐため，乳幼児健診をはじめとする各種検査・検診や予防接種を実施するほか，受診を勧奨するなど，早期発見・早期治療と適切な支援につなげます。

25 障害に対する適切な保健医療体制の充実

身体障害の原因となる疾病の治療，地域生活を維持するのに必要な保健医療サービスなど，ライフステージや個々の身体状態に対応した体系的な保健医療体制の充実に努めます。

障害のある人に対し，身体障害の原因となる疾病の治療を支援するため，自立支援医療等各種の公費負担医療制度による支援を，引き続き行います。

26 いきいきと生活できるための健康づくりの推進

こころの健康づくりやスポーツなどを通じ，生涯にわたる心身の健康づくりを進めます。

27 感染症等の新たな課題に対する支援（再掲）

こころの健康

28 こころの病に対する理解の促進と正しい知識の普及啓発

誰もがなりうる可能性のあるうつ病などのこころの病について，こころのふれあいネットワークや講演会の開催等を通じて，正しい知識の普及啓発活動を推進し，精神疾患に対する理解を深める取組を進めていきます。

29 医療や相談支援体制の充実

精神疾患のある方が地域で安心して生活していくためには，夜間も含めた救急時の医療の確保や適切な支援につながるような相談支援体制が必要です。引き続き，精神科救急医療体制の整備や保健福祉センターをはじめとした身近な相談支援体制の充実に図ります。

また，アルコール健康障害をはじめとする依存症についても，医療や相談支援体制の充実に図ります。

新型コロナウイルス感染症の影響により生きづらさを抱える人への相談支援についても取り組みます。

難病支援

30 難病に対する理解促進

難病には様々な症状があること、症状に変動があることなど、一般的には理解されにくい特性があるため、難病患者やその家族だけでなく、社会全体の難病に対する理解を促進するため、専門の医師・看護師などによる相談会や医療講演会の実施や患者間の交流の促進及び情報発信等の取組を進めていきます。

31 難病患者への支援体制の構築

難病患者への相談・支援、地域交流活動の促進及び就労支援等を行う拠点である難病相談支援センターについて、京都府と協調して共同設置することにより、支援体制を構築します。

32 難病患者への支援の充実

症状に波がある中、療養生活を送る難病患者に対し、保健福祉センターの保健師等が家庭訪問等により支援するとともに、支援の対象となる難病の種類の拡充に向けて、国に要望を行っていきます。

ユニバーサルデザイン

33 ユニバーサルデザインに対する理解促進及び普及

障害のある人もない人もすべての人が、まちづくり、ものづくり、情報・サービス提供などのあらゆる分野で、個人として尊重され、その能力を最大限に発揮できる社会環境づくりを目指して、みやこユニバーサルデザインの普及啓発を進めます。

34 人にやさしいまちづくりの推進

京都に住む障害のある人もない人も、すべての人が暮らしやすいのはもちろんのこと、京都を訪れた人も快適に過ごせるまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、公共交通機関、道路、公園、建築物等のバリアフリー化を更に進めていきます。

35 こころのバリアフリーの普及

道路や建物等のバリアフリー化を推進するとともに、積極的な声掛けや困っている方への手助けの実施など、市民がお互いに理解し、助け合う「心のバリアフリー」を普及していきます。

災害対策

36 地域における見守り活動の推進

障害のある人の地域での孤立を防ぐため、地域の福祉団体等の協力を得て、平常時から障害のある人等に対する見守り活動を推進していくことを通じて、地域とのつながりを深め、緊急時においても円滑に安否確認や避難行動等が行えるように取組を進めていきます。

37 コミュニケーション障害のある人への災害情報の確実な伝達

災害時には、特に視覚障害や聴覚障害のある人に災害情報が伝わりにくい実態があり、確実に情報が伝達できる仕組みを構築していきます。

38 災害時における支援体制の充実

障害のある人等が、災害時に避難した先でできる限り安心して生活が送れるよう避難所や福祉避難所の設置・運営に関する準備を進めていきます。

また、災害時において、障害のある人への配慮等についての認識を深めるため、障害のある人や支援団体等も参加する訓練等を実施します。

権利擁護

39 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進（再掲）

40 障害者虐待防止の取組の浸透

障害者虐待の防止に向け、市民や障害福祉サービス事業者等に対して、虐待に関する正しい知識の普及や通報義務等の広報・啓発、意識向上を促進する研修を実施し、虐待の未然防止や早期発見につなげるとともに、通報受付後には、関係機関と連携を図り、迅速な安全確保や適切な支援などに取り組んでいきます。

41 成年後見制度の利用等の推進

意思決定支援ガイドラインの趣旨を踏まえ、障害のある人が、自らの考えで選択し、自己決定するための支援を行うとともに、意思表示能力に障害があるために契約行為等が困難な方が、日常生活に支障が生じることのないよう、日常生活自立支援事業や、成年後見制度等の利用支援、市民後見人の養成や法人後見事業を実施する団体への支援などに取り組んでいきます。

施策目標4 生きがいや働きがいをもてるまちづくり

<現状と方向性>

- 障害のある人もない人も誰もが誇りをもって、いきいきと満足度の高い生活を送るためには、地域の人々との協働やボランティア活動等により、住みなれた地域社会の中で積極的に社会参加できる場や機会が得られ、幅広く交流が図られることが大切です。
- 近年、文化芸術分野において障害のある人の作品に対する関心が高まっており、その個性を発揮し、文化芸術を生み出す力が評価されています。本市においても、障害のある人の生活にうるおいを与えるものとして、また自己表現の場として、文化芸術活動は欠かせないものであり、関係機関とも連携して、芸術・文化活動を促進するとともに、発表の場の確保、創作活動の場の提供、更には作品の二次利用による商品化等の取組を進めます。
- 障害のある人の体力の維持・向上や、機能回復と充実した生活を送るため、スポーツの機会をもつことは大切なことであり、本市においても、これまでから、障害のある人が気軽にスポーツを楽しめる機会や競技の場の確保に努めてきました。
今後、2020東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、障害者スポーツへの関心が高まることが想定されることから、障害者スポーツに関する情報提供や、スポーツに親しむ機会の提供など障害者スポーツの更なる振興に努めます。
- 就労は、経済的自立の大きな手段であるとともに、社会参加や生きがいをもつという意義もあります。意欲と能力と適正、またライフステージに応じ、関係機関が連携して障害のある人の一般企業等への就労（一般就労）を促進していく必要があります。
障害のある人の就労支援については、国においても重要な取組となっており、平成30年度から精神障害者の雇用が義務化され、障害者法定雇用率の算定式に精神障害者を追加することと併せて、障害者の法定雇用率が引き上げられるなど、更なる取組が求められています。

- 一般就労が困難な人にとって、福祉的就労は重要な「働く場」ですが、相対的に工賃はまだ低い状況にあります。障害福祉サービス事業所におけるほっとはあと製品の品質の向上、生産力の向上、官民あげた発注の拡大などによる福祉的就労の底上げを図ります。
- また、「障害者生活状況調査」において、「就労している（していた）」と回答した男女の割合が、身体障害者や高次脳機能障害のある人で、女性は男性の5割、発達障害のある人で、女性は男性の6割となっています。
今後、複合的に困難な状況におかれている女性障害者に対する一層の支援が求められます。

社会参加

42 社会的活動への参加促進

自らの意思と選択によって、ライフステージのあらゆる場面で、それぞれの興味・関心に応じて、社会的活動に参加できるよう、障害のある人の社会参加への意欲を高めるための啓発を行うとともに、社会参加を支援する取組を進めます。

43 社会的活動に参加しやすい環境の整備

障害のある人の行動範囲を広げ、社会参加を促進するため、市バス・地下鉄やタクシー等の経済的な負担軽減や、障害のある人の居場所づくりや、観光していただけるコースの紹介など、ハード面だけでなく、ソフト面からも社会参加しやすい環境を整備します。

44 障害者自身による主体的な社会活動の支援

障害のある人の自主的な活動を推進するため、同じ障害のある人の相談に応じるピアカウンセリングなど、お互いに支え合うピアサポート活動等を推進します。

文化・スポーツ

45 文化芸術活動の振興

障害のある人が、文化芸術活動に参加できるよう、新たな創作活動の掘り起こし、創作活動の場の提供、発表の場の確保、更には作品の二次利用による商品化等、障害者芸術の活性化に取り組みます。

46 障害者スポーツの振興

障害者スポーツに関する情報発信により、障害者スポーツに対する理解の促進を図るとともに、より多くの障害のある人が、スポーツに親しむことができるよう、裾野拡大と競技力向上の両面から障害者スポーツの振興を進めます。

47 支援する担い手の育成

障害のある人が文化芸術活動に参加する機会を提供するため、創作活動等の場づくりを支援する担い手を育成するとともに、障害者スポーツの普及に向け、障害者スポーツを指導できる人材の育成に努めます。

就労

48 一般就労の促進

京都市障害者就労支援推進会議を中心に、企業、労働、福祉、教育等の各分野の関係機関及び団体等が連携して、障害のある人への就労支援を推進するほか、障害のある人が一般企業等で継続的に就労できる力を養えるよう、職業能力の開発や職場実習をはじめとする一般就労へのステップアップの機会の確保等に取り組みます。総合支援学校においても、引き続き、学校での学習と企業等での実習を結びつけた「デュアルシステム」や働くことの基盤となる力である自己肯定感を育む「地域協働活動」など、関係団体や関係機関と連携した様々な取組を推進します。

あわせて、障害福祉サービス事業所など、支援する担い手の「障害のある人を支える力」の向上も図るとともに、伝統産業、農業、文化芸術などの新たな分野への雇用促進に取り組みます。

また、重度障害のある人や視覚障害のある人が支援を受けながら働くことができる取組を進めます。

49 定着支援の充実

障害のある人が就職し、職場に適応し定着するためには、就労に伴う環境変化により生じた課題解決に向けた取組も重要です。そのため、それらの課題に対応できるよう、企業、労働、福祉、教育等の各分野の関係機関及び団体等とも連携し、必要な支援を行います。

50 福祉的就労の底上げ

障害福祉サービス事業所におけるほっとはあと製品の品質の向上、生産力の向上、官民あげた発注の拡大などによる利用者の工賃向上に取り組むなど、福祉的就労の底上げを図っていきます。

<第6期障害福祉計画>

○障害福祉サービス事業所等から一般就労への移行

項目	成果目標及び考え方
一般就労への移行者数	これまでの実績に基づき、令和元年度実績の <u>1.27</u> 倍以上 (<u>364</u> 人以上) と目標を設定する。
<u>就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業所の利用率</u>	<u>国の目標値とほぼ同じ推移が見込まれるため、国指針と同じ数値である7割以上と目標値を設定する。</u>
<u>就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所</u>	<u>国の目標値とほぼ同じ推移が見込まれるため、国指針と同じ数値である全体の7割以上と目標値を設定する。</u>

※ 福祉施設から一般就労への移行については、総体として評価すべきと考えることから、個別のサービス（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）における目標設定は行わないこととします。なお、福祉施設から一般就労への移行における実績の内訳として、各サービスの利用状況については、把握していきます。

施策目標5 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

<現状と方向性>

- 発達障害に関する社会的認知の広がりにより、これまで障害があると思われていなかった人やことばの遅れ等を心配する保護者からの相談が増えてきており、身近な地域で必要な支援を受ける体制づくりが求められています。
また、発達の遅れや特性に対する早期発見・早期支援を行うために、健診、検査、療育、診断等それぞれの役割を担う関係機関の更なる連携が必要です。
- 重度の肢体不自由と知的障害が重複した状態にある子ども（以下「重症心身障害児」という。）や喀痰吸引等の医療的ケアが必要な子ども（以下「医療的ケア児」という。）が安心して適切なサービスが受けられるよう、重症心身障害児を受け入れる放課後等デイサービスや児童発達支援の設置促進はもとより、福祉・保健・医療・教育等の関係者が連携し、医療的ケア児に必要なサービス利用に繋げていく支援の仕組みづくりが必要です。
- 本市の子育て支援施策の総合的な計画である「京都市はぐくみプラン(京都市子ども・若者総合計画)」に掲げる施策を着実に推進することはもちろん、両プランが連携して取組を推進していく必要があります。
- 障害のある子どももない子どもも共に集団生活の中で社会への適応能力を身につけることが大切です。
住みなれた地域で安心して暮らしていくためには、身近な地域で、必要な時に、子どもの成長に応じた相談と適切な福祉施策や教育が受けられる体制づくりが必要です。
- 障害のある子どももない子どもも共に学ぶインクルーシブ教育の理念に基づき、子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談の実施や、障害の多様化や重度・重複化を踏まえた連続性のある多様なまなびの場の設置と指導・支援が求められています。

早期発見・早期支援

51 関係機関との連携による早期発見・早期支援

子どもの発達の遅れや特性を早期に発見し、保護者からの相談に応じながら適切な支援につないでいけるよう、各区役所・支所の子どもはぐくみ室や児童福祉センターにおける取組を推進し、児童発達支援センターをはじめとする関係機関との連携を強化します。

52 身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進

特性や状況に応じた支援を早期に受けられることができるよう、児童発達支援事業所の設置や保育所等訪問支援の利用促進等、身近な地域で利用しやすい仕組みづくりを推進します。

また、障害児入所施設についても、地域において、虐待を受けた児童の対応を含め、果たすべき役割の検討を進めるとともに、入所している児童が十八歳以降も適切な場所で適切な支援を受けられることができるよう、適切な時期に必要な協議が行われる体制整備に努めます。

特性や状況に応じた支援の提供

53 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討

医療的ケア児等コーディネーターの役割をはじめ、医療的ケア児が必要とする支援の提供に繋がる仕組みづくりについて、福祉・保健・医療・教育等の関係者による協議の場において、検討します。

重症心身障害児等が安心して通所できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの設置促進をはじめ、居宅訪問型児童発達支援の実施検討や、技術習得にかかる職員研修の受講促進に努めます。

また、保育園や学童クラブ事業等における医療的ケア児への支援に引き続き取り組むとともに、学校における医療的ケアの安全な実施体制の構築・充実に努めます。

54 様々な障害や特性に応じた支援体制の充実

ことばやコミュニケーションに課題のある子どもはもとより、発達障害、高次脳機能障害、行動障害等の様々な障害や特性のある子どもが、適切な支援を受けられるよう、支援体制の充実を図ります。

とりわけ、難聴児の支援に当たっては、主に難聴児の支援を行う児童発達支援センター「うさぎ園」を中核として、関係機関との連携を進めることにより、難聴児及びその家族への切れ目のない支援に取り組みます。

また、厳正かつ丁寧な監査の実施や事業所向けの研修の充実により、支援の質の向上を図ります。

相談・支援・連携体制の強化

55 障害児相談支援の充実

区役所・支所の子どもはぐくみ室や障害保健福祉課，児童福祉センター，教育相談総合センター（こども相談センターパトナ），総合育成支援教育相談センター「育（はぐくみ）支援センター」など相談体制の充実を図ります。

また、サービス利用の際の相談支援の現状を踏まえつつ、専門的見地による障害児相談支援の拡充を進め、子どもにとって適切なサービスが提供できる仕組みづくりを推進します。

56 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討（再掲）

57 教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進

幼稚園，保育園，認定こども園等と児童発達支援センター等との連携や，放課後等デイサービス，タイムケア事業所と児童館，学校との連携等，就学前・就学後を通じて関係機関の連携が図られるよう，仕組みづくりを行います。

障害のある子どもが，集団生活を通じて社会で生活する力等を身につけられるよう，引き続き，幼稚園，保育園，認定こども園等において受入れを推進するとともに，放課後や長期休業中も安心して過ごせるよう，児童館，学童保育所，放課後まなび教室等における支援の充実を図り，地域の中での子どもの居場所づくりや療育を推進します。また，障害のある子どもを育てる保護者への支援にも取り組みます。

58 「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」と連携した取組の推進
妊娠前から子ども・若者まで「切れ目のない支援」を一体的・総合的に進
めていくため、「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」に
掲げるすべての施策を着実に推進します。また、子育て中の保護者、子ども・
子育て支援や若者支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成する「京
都市はぐくみ推進審議会」において本計画の進捗状況を報告し、意見を求め
るなど、両プランが連携した取組を推進していきます。

一人一人のニーズに応じた教育の推進

59 インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援
障害のある子どももいない子どもも共に学ぶインクルーシブ教育の理念に
基づき、子どもや保護者の願いと教育的ニーズに応じた就学相談を行います。
また、地域の学校で学びたいという保護者の要望に応え、引き続き、対象が
一人であっても、必要な小学校・中学校及び義務教育学校にはすべて育成学
級を設置するとともに、普通学級において、すべての子どもたちにとってわ
かりやすい授業・学習環境づくりを目指すユニバーサルデザインや合理的配
慮の取組の充実を図ります。また、家庭や地域の理解を得ながら、同じ地域
や同じクラスの仲間として共に学び、支えあえるような交流・共同学習をさ
らに推進します。

60 一人一人のニーズに応じた教育の実施
自立と社会参加を目指して一人一人のニーズに応じたきめ細やかな支援
を行うために、総合支援学校や育成学級、普通学級における通級指導教室を
はじめとする多様な学びの場、総合育成支援員やスクールカウンセラー等の
専門家及びICT技術の活用も含めた支援体制の充実を図るとともに、就学
前施設からの「就学支援シート」の活用や、「個別の指導計画」・「個別の包括
支援プラン」の作成、校種間連携による引継ぎを行い、幼稚園、保育園、認
定こども園等から高等学校卒業後の進路を見据えた切れ目のない支援を福
祉・医療・保健等の関係機関とも連携して推進します。

＜第2期障害児福祉計画＞

○障害児支援の提供体制の整備等

項 目	成果目標及び考え方
児童発達支援センターの設置	本市においては、既に市内に9箇所設置しており、地域支援や相談支援等の更なる機能強化に向けて質的向上を図る。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	本市においては、既に市内に12箇所設置しているが、利用状況が低調であるため、保育所等訪問支援を利用しやすい仕組みづくりを講じる。
難聴児支援のための中核機能を果たす体制の構築	本市においては、主に難聴児の支援を行う児童発達支援センターを設置していることから、当施設を中核として必要な連携等を進める。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスの確保	本市においては、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所（3箇所）、放課後等デイサービス（6箇所）を確保しており、より効果的・効率的な施策の実施について検討する。
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置	福祉・保健・教育等の関係機関が連携し、医療的ケア児支援に関する協議を行うとともに、 <u>医療的ケア児等コーディネーターの役割について検討を行う。</u>

共生社会の実現に向けて（施策一覧）

基本方針：障害のあるひとにもないひとにも、すべてのひとが違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進する

重点目標1

「重複障害」や「重度障害」への適切な対応、**ひきこもりに対する支援**などの、複合的支援を充実します

重点目標2

障害のある女性など複合的に困難な状況に置かれている人の権利を擁護するため、複合差別解消の視点をもって施策を推進します

重点目標3

地域移行に向けて、また、障害のある人がすべて地域で安心して自分らしく生活できるよう、地域での理解促進など、市民みんなで支え合う体制の整備を推進します

重点目標4

特性や状況に応じて、すべての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育を受けられるよう、切れ目のない相談や支援を充実します

1 お互いに認め合い支え合って暮らすまちづくり

「社会モデル^{*}」の考え方に基いた障害や障害のある人への正しい理解の普及と、障害のある人が地域生活を送る上での「合理的配慮」等について広報・啓発します。

^{*}「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方のこと

啓発

- 【施策】
- 市民等に対する啓発・広報活動の推進
 - 障害福祉を支える担い手等に対する啓発の推進
 - 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進

相談支援

- 【施策】
- 相談支援体制の充実
 - 専門相談機能の充実
 - 切れ目のない支援の提供
 - ★ひきこもり等複合的な課題に対する支援

意思疎通支援・情報保障

- 【施策】
- 意思疎通支援の充実
 - ★視覚障害者等の読書環境の整備の推進
 - 行政情報における合理的配慮の推進

手話

- 【施策】
- 手話に対する理解促進及び普及
 - コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備

2 地域で自立して生活できる仕組みづくり

ニーズに応じた福祉サービス等の提供体制の確保、ボランティアや事業所等の支える担い手の育成、ソーシャルビジネスの活用等、重度の重複障害をはじめ、すべての障害のある人が地域で自立して生活できるよう様々な取組を進めます。

福祉サービス

- 【施策】
- 障害福祉サービス等の量等の充実
 - 障害福祉サービス等の質の向上
 - ★感染症等の新たな課題に対する支援

住まい・暮らし

- 【施策】
- グループホーム等の設置促進
 - 地域での住まいの確保と住環境整備
 - 地域生活へ移行する仕組みづくりと支援体制の充実
 - 住み慣れた地域での生活を支える体制の充実
 - ★障害のある人の家族への支援

地域交流

- 【施策】
- 地域とのつながりの構築
 - 地域活動を支える担い手の育成
 - 市民交流の促進

5 障害や疾病等で支援が必要な子どもに対する福祉と教育の充実

早期発見・早期支援を基本に、特性や状況に応じて、すべての子どもたちが身近な地域で適切な福祉施策や教育が受けられるよう、相談・支援・連携体制の充実・強化を図ります。

早期発見・早期支援

- 【施策】
- 関係機関との連携による早期発見・早期支援
 - 身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進

3 安心して生活できる社会環境の整備

地域における見守り活動の推進など、安心して地域で暮らせる環境づくりに取り組みます。

健康・医療

- 【施策】
- 障害の原因となる疾病の早期発見・早期支援
 - 障害に対する適切な保健医療体制の充実
 - いきいきと生活するための健康づくりの推進
 - ★感染症等の新たな課題に対する支援（再掲）

こころの健康

- 【施策】
- こころの病に対する理解の促進と正しい知識の普及啓発
 - 医療や相談支援体制の充実

難病支援

- 【施策】
- 難病に対する理解促進
 - 難病患者への支援体制の構築
 - 難病患者への支援の充実

ユニバーサルデザイン

- 【施策】
- ユニバーサルデザインに対する理解促進及び普及
 - 人にやさしいまちづくりの推進
 - こころのバリアフリーの普及

災害対策

- 【施策】
- 地域における見守り活動の推進
 - コミュニケーション障害のある人への災害情報の確実な伝達
 - 災害時における支援体制の充実

権利擁護

- 【施策】
- 障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進（再掲）
 - 障害者虐待防止の取組の浸透
 - 成年後見制度の利用等の推進

4 生きがいや働きがいをもてるまちづくり

障害のある人が、生きがいをもち、それぞれの能力を発揮できるよう産学福公が連携し、環境整備を進めます。

社会参加

- 【施策】
- 社会的活動への参加促進
 - 社会的活動に参加しやすい環境の整備
 - 障害者自身による主体的な社会活動の支援

文化・スポーツ

- 【施策】
- 文化芸術活動の振興
 - 障害者スポーツの振興
 - 支援する担い手の育成

就労

- 【施策】
- 一般就労の促進
 - 定着支援の充実
 - 福祉的就労の底上げ

特性や状況に応じた支援の提供

- 【施策】
- 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討
 - 様々な障害や特性に応じた支援体制の充実

相談・支援・連携体制の強化

- 【施策】
- 障害児相談支援の充実
 - 重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討（再掲）
 - 教育と福祉の連携による切れ目のない取組の推進
 - 「京都市はぐくみプラン（京都市子ども・若者総合計画）」と連携した取組の推進

一人一人のニーズに応じた教育の推進

- 【施策】
- インクルーシブ教育の理念に基づく総合的な支援
 - 一人一人のニーズに応じた教育の実施

★は、中間見直しで追加した項目

3 各年度における障害福祉サービス等の必要量の見込み

＜第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画＞

(1) 訪問系サービス

(上段：利用者数，下段：延べ利用時間数（1月当たり）)

区 分	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
居宅介護等	5,394人	5,624人	5,854人	6,083人
	249,904時間	262,636時間	275,368時間	288,099時間

(2) 日中活動系サービス等

(上段：利用者数，下段：延べ利用日数（1月当たり）)

区 分	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度	
生活介護	3,482人	3,539人	3,595人	3,651人	
	58,235人日	58,370人日	58,505人日	58,640人日	
自立訓練 (機能訓練)	46人	49人	51人	53人	
	458人日	479人日	500人日	521人日	
自立訓練 (生活訓練)	200人	202人	204人	206人	
	2,659人日	2,617人日	2,575人日	2,533人日	
就労移行支援	459人	485人	512人	539人	
	7,695人日	8,078人日	8,460人日	8,842人日	
就労継続* 支援A型	832人	888人	945人	1,002人	
	16,457人日	17,519人日	18,580人日	19,641人日	
就労継続* 支援B型	3,431人	3,577人	3,724人	3,871人	
	56,485人日	57,926人日	59,367人日	60,808人日	
就労定着支援	122人	162人	172人	182人	
療養介護	213人	213人	213人	213人	
短期 入所	医療型	76人	79人	82人	86人
		268人日	285人日	302人日	318人日
	福祉型	904人	955人	1,006人	1,056人
		4,253人日	4,365人日	4,477人日	4,590人日

* 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うもの。(A型は、原則として雇用契約による就労で、B型は原則として雇用契約によらない就労となります。)

(3) 居住系サービス

区 分	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
自立生活援助* ¹	8人	8人	8人	8人
グループホーム	786人	856人	926人	996人
施設入所支援	1,219人	1,219人	1,219人	1,219人

グループホームについては、地域生活への移行者数や入居希望者数を念頭に今後は毎年70人の増加を見込みます。

*1 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行うもの。

(4) 相談支援 (1月当たり)

区 分	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
計画相談支援* ²	1,803件	1,890件	2,056件	2,222件
地域移行支援	3.2件	7.3件	7.3件	7.3件
地域定着支援	34.0件	34.2件	36.9件	39.5件

*2 障害のある人がサービスを計画的に利用し生活の質を更に向上させるため、生活全体の課題や目標を踏まえた総合的な計画であるサービス等利用計画の作成をするとともに、継続的にその計画の実施状況の検証(モニタリング)を行い、サービスの見直し等を行うもの。

(5) 発達障害者支援

区 分	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
地域協議会の開催	1回	1回	1回	1回
相談支援	2,797件	2,797件	2,797件	2,797件
関係機関への助言	23件	23件	23件	23件
研修・啓発	56件	56件	56件	56件
支援プログラム等の受講者数【新規】	45人	45人	45人	45人
ペアレントメンターの人数【新規】	20人	20人	20人	20人

本市では、発達障害者支援連携協議会を、発達障害者支援法に規定する地域協議会に位置付けており、発達障害者支援センター、幼児児童生徒支援、就労支援の3つの課題別に設置された部会等における発達障害者支援の実施状況の報告のため、地域協議会を年1回開催すると見込んでいます。

(6) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

区 分	2年度(見込)	3年度	4年度	5年度
保健, 医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	1回	1回	1回
保健, 医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	13人	13人	13人
保健, 医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援	5人	5.6人	5.6人	5.6人
精神障害者の地域定着支援	38人	34.3人	37.0人	39.3人
精神障害者の共同生活援助	273人	287人	302人	317人
精神障害者の自立生活援助	6人	5人	5人	5人
精神病床における退院患者の退院後の行き先				
一人暮らし・家庭	49人	62人	62人	62人
グループホーム等の居住系サービス	41人	52人	52人	52人
転院, 院内転科	213人	251人	251人	251人
その他(死亡による退院を含む)	228人	280人	280人	280人

(7) 障害児支援

(上段：利用者数，下段：延べ利用日数（1月当たり）)

区 分	令和2年度 (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等 デイサービス	3,157人	3,221人	3,324人	3,431人	3,540人	3,654人	3,770人
	37,478人日	38,652人日	39,888人日	41,172人日	42,480人日	43,848人日	45,240人日
児童発達支援	2,200人	2,354人	2,429人	2,506人	2,586人	2,668人	2,752人
	11,514人日	14,124人日	14,574人日	15,036人日	15,516人日	16,008人日	16,512人日
障害児相談支援	87人	173人	203人	234人	241人	249人	257人
障害児入所施設	55人	47人	47人	47人	47人	47人	47人
医療型児童発達支援	0人	89人	92人	95人	98人	101人	105人
	0人日	534人日	552人日	570人日	588人日	606人日	630人日
保育所等訪問支援	26人	60人	60人	60人	60人	60人	60人
	19人日	120人日	120人日	120人日	120人日	120人日	120人日
居宅訪問型 児童発達支援	4人	25人	25人	25人	25人	25人	25人
	7人日	200人日	200人日	200人日	200人日	200人日	200人日
医療的ケア児に対す る関連分野の支援を 調整するコーディネ ーター	9人	20人	20人	20人	20人	20人	20人

※ 児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、必要量の見込みを超える場合には、児童福祉法第21条の5の15に基づき、事業所指定を行わない場合があります。

＜参考＞障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて

障害児支援に関するサービス量のほか、「京都市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）」における量の見込みの数値から、保育園（所）や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障害児の受入れの数値についても参考に設定します。

【各事業において障害児として認定している割合（令和元年度）】

	児童数 (A)	障害児の数 (B)	割合 (B/A) ①
保育園（所） (認定こども園を含む)	37,320	1,751	4.7%
放課後児童健全育成事業	14,657	938	6.4%

【保育所等に係る利用ニーズのうち、障害児に係る数値】

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育園（所） (認定こども園を含む)	a 量の見込み（現行プラン）	36,356	36,086	36,131
	b (①で算出した割合)	4.7%		
	障害児に係る数値 (a × b)	1,709	1,696	1,698
放課後児童健全育成事業	a 量の見込み（現行プラン）	15,245	15,558	15,641
	b (①で算出した割合)	6.4%		
	障害児に係る数値 (a × b)	976	996	1,001

4 地域生活支援事業の実施に関する事項 <第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画>

各年度における事業の種類ごとの量の見込み、実施に関する考え方等について、下記のとおり定めます。

(単位は年間の数)

事業名	2年度実績 (見込)		3年度		4年度		5年度		事業内容、実施の考え方、見込量確保の方策等
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	
(1) 相談支援事業									
① 障害者相談支援事業	15 箇所		15 箇所		15 箇所		15 箇所		障害者地域生活支援センターを設置し、相談、福祉サービス利用の援助、ケアプラン作成、関係機関のネットワークづくり等を行う。
地域自立支援協議会	5 圏域		5 圏域		5 圏域		5 圏域		障害者福祉の関係者による連携及び支援に関する仕組みを整備し、相談支援体制を強化する。
障害児等療育支援事業	2 箇所		2 箇所		2 箇所		2 箇所		障害のある市民の自宅を訪問して療育訓練を行うとともに、保育園(所)や障害福祉サービス事業所等の職員に対して療育指導を行う。
② 基幹相談支援センター等機能強化事業	5 箇所		5 箇所		5 箇所		5 箇所		障害者地域生活支援センターのうち圏域に応じた5箇所に対して、地域の相談支援事業者に対する研修会の企画運営、専門的な指導・助言等の基幹相談支援機能を付加する。
③ 住宅入居等支援事業	15 箇所		15 箇所		15 箇所		15 箇所		一般住宅入居希望者に、必要な調整等の支援を行う。
(2) 権利擁護支援事業									
成年後見制度利用支援事業		19 件		19 件		19 件		19 件	生活保護受給世帯等経済的困窮者に係る審判申立・後見人報酬の助成を行う。 ※件数は申立件数の見込み
障害者虐待防止対策支援事業		207 人		1,400 人		1,400 人		1,400 人	新規事業所説明会等において、制度の周知・啓発を行う。

事業名	2年度実績 (見込)		3年度		4年度		5年度		事業内容、実施の考え方、見込量確保の方策等
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	
(3)コミュニケーション支援事業									
① コミュニケーション支援事業		12,973 件		12,973 件		12,973 件		12,973 件	※①派遣事業及び②手話通訳者設置事業の合計
派遣事業		4,931 件		4,931 件		4,931 件		4,931 件	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳・介助員の派遣を行う。 ※失語症者向け意思疎通支援は、市域を含め京都府において実施
手話通訳者設置事業	14 箇所	7,157 件	14 箇所	7,157 件	14 箇所	7,157 件	14 箇所	7,157 件	手話通訳者の設置を行う。 ※件数は手話通訳者の相談件数の見込み
② 養成事業 (専門性の高い意思疎通支援)		46 人		96 人		100 人		104 人	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳介助員の各養成講座を行う。 ※修了者数見込み ※失語症者向け意思疎通支援は、市域を含め京都府において実施
③ 奉仕員等養成研修事業		378 人		760 人		764 人		768 人	音訳・点字・手話等の各奉仕員の養成研修を行う。 ※参加者数見込み
(4)日常生活用具給付等事業 (①~⑥)		35,645 件		35,913 件		36,180 件		36,447 件	重度障害のある市民に日常生活用具の給付・貸与を行う。
① 介護・訓練支援用具		135 件		135 件		135 件		135 件	身体介護を支援する用具等
② 自立生活支援用具		482 件		482 件		482 件		482 件	入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
③ 在宅療養等支援用具		397 件		403 件		409 件		415 件	在宅療養等を支援する用具
④ 情報・意思疎通支援用具		411 件		431 件		451 件		471 件	情報収集・伝達、意思疎通を支援する用具
⑤ 排泄管理支援用具		34,174 件		34,411 件		34,647 件		34,883 件	ストーマ装具等の排泄管理を支援する用具
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)		46 件		51 件		56 件		61 件	居宅生活動作等を円滑にするための住宅改修
(5)移動支援事業	432 箇所	3,520 人	483 箇所	4,030 人	510 箇所	4,070 人	537 箇所	4,110 人	個別支援を基本として、社会参加、余暇活動のための外出支援を行う。 ※人数、時間は各年度3月の見込み
		34,798 時間/月		40,360 時間/月		39,458 時間/月		38,572 時間/月	

事業名	2年度実績 (見込)		3年度		4年度		5年度		事業内容、実施の考え方、見込量確保の方策等
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	
(6)地域活動支援センター (機能強化型Ⅱ型)	3 箇所	100 人	3 箇所	100 人	3 箇所	100 人	3 箇所	100 人	従前のデイサービスと同様の事業内容で実施する。
(7)発達障害者支援センター運営事業	1 箇所	2,851 件	1 箇所	2,851 件	1 箇所	2,851 件	1 箇所	2,851 件	関係機関と連携しながら、発達障害のある市民への支援を強化していく。 ※相談件数見込み
(8)理解促進啓発事業	中止		7,800人		7,800人		7,800人		ほほえみ広場の来場者数
(9)自発的活動支援事業	/		/		/		/		
① ほほえみ交流活動支援事業	22回		55回		55回		55回		ほほえみ交流活動支援事業の実施回数
② こころのふれあい交流サロン 運営事業	13箇所		13箇所		13箇所		13箇所		精神障害のある市民の孤立を防ぎ、ボランティア活動を希望する市民に参加の機会を提供する等、交流の場(サロン)を設置する(13箇所中2箇所は、サロンを運営するとともに、専門職等による相談支援を行う機能強化サロン)。
③その他	3事業		3事業		3事業		3事業		障害のある市民等が自発的に行うピアサポートやボランティア等の活動への支援事業を行う。
(10)精神障害のある方への支援	/		/		/		/		
① 精神障害者地域生活支援 広域調整等事業	53 回	1,507 人	53 回	1,507 人	53 回	1,507 人	53 回	1,507 人	精神障害者地域移行・地域定着事業におけるピアサポートの活用(普及啓発活動の実施)回数、参加者数
② 発達障害者支援地域協議会 による体制整備事業	1箇所		1箇所		1箇所		1箇所		発達障害者支援連携協議会を発達障害者支援法に規定する地域協議会へ位置付け。

事業名	2年度実績 (見込)		3年度		4年度		5年度		事業内容、実施の考え方、見込量確保の方策等
	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	箇所数	利用者数	
(11) その他の事業									
① 福祉ホーム事業	3箇所		3箇所		3箇所		3箇所		低額で居室等を提供し、管理人が日常生活に必要な支援を行う。
② 盲人ホーム事業	1箇所		1箇所		1箇所		1箇所		視覚障害のある市民に、あんま、はり、きゅうの就労の場を提供する。
③ 訪問入浴サービス事業	87人分		95人分		103人分		111人分		居宅や施設での入浴が困難な方などに、訪問入浴サービスを提供する。
④ 生活訓練等事業	6事業		6事業		6事業		6事業		日常生活上必要な訓練や指導を行う。
⑤ 日中一時支援事業	467人分		477人分		487人分		497人分		施設で一時的に介護等のサービスを提供する（宿泊を伴わない）。
⑥ 社会参加促進事業									
ア スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	8件		11件		11件		11件		障害別体育大会、全京都障害者総合スポーツ大会等を開催する。
イ 芸術文化講座開催等事業	4回		4回		4回		4回		障害者週間のポスター展、京都とっておきの芸術祭を開催する。
ウ 点字・声の広報等発行事業	3種類 15箇所		3種類 15箇所		3種類 15箇所		3種類 15箇所		「障害保健福祉のしおり」等の点字、音訳、拡大版を作成、設置する。
エ 自動車改造助成事業	12件		12件		12件		12件		身体障害のある市民の自動車改造費用の一部を助成する。

第6章 計画の推進と進捗管理

1 計画の推進体制

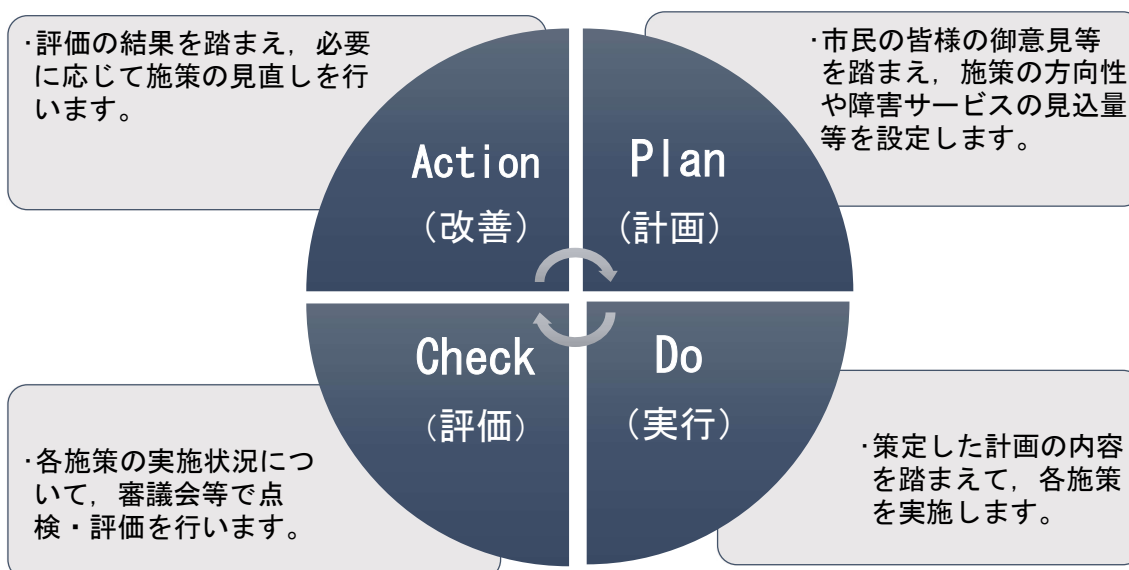
このプランは、その範囲が福祉、保健、生活環境、雇用・就労、地域活動などの広範な分野にわたっているため、関係局・区間の相互の調整を十分に行い、全庁的な体制の下、計画を推進します。

また、プランの実効性を確保するため、毎年度このプランに基づく施策の進捗状況を「京都市障害者施策推進審議会」に報告し、そこで得られた意見を次年度以降の取組に反映させるとともに、ホームページ等で市民に公表します。

2 PDCAサイクルによる計画の見直し

本市では、今後6年間、この計画に基づき施策を推進していきますが、社会情勢やニーズの変化や国の動向も踏まえ、定期的に計画に掲げる施策について、点検・評価を行うとともに、その結果を各施策の実施方法に反映したり、必要に応じて施策の展開の見直しを行うためのPDCAサイクル（Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善））により、プランの内容について不断の見直しを行い、新たな課題にも柔軟に対応します。

【PDCAサイクル】



参考資料

国の基本指針

（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号））

○ 成果目標（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）

		基本指針に定める目標値
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	① 令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上 ② 令和5年度末の施設入所者数 令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減
(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	① 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数 令和5年度における精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上 ② 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満） 国が提示する式により算定した令和5年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び令和5年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数 ③ 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点） ・令和5年度における入院後3か月時点の退院率については69%以上 ・令和5年度における入院後6か月時点の退院率については86%以上 ・令和5年度における入院後1年時点の退院率については92%以上
(3)	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討する。
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	① 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値 ・令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上 ・就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、それぞれ令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定める。 ② 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値 ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用 ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上
(5)	障害児支援の提供体制の整備等	① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置 ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築 ② 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築 令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特

		<p>別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保</p> <p>③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保</p> <p>④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置</p>
(6)	相談支援体制の充実・強化等	<p>令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数の見込み ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数を見込み
(7)	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<p>令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービス等に係る各種研修の活用 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数の見込み ・障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込み ・指導監査結果の関係市町村との共有 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込み

○ サービス見込量（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）

項目		内容
訪問系サービス	居宅介護等	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、利用が見込まれる者の数等を勘案して、サービス見込量を設定
日中活動系サービス	生活介護	現に利用している者の数、障害者等のニーズ、利用が見込まれる者の数等を勘案して、サービス見込量を設定
	自立訓練（機能訓練）	
	自立訓練（生活訓練）	
	就労移行支援	
	就労継続支援A型	
	就労継続支援B型	
	就労定着支援	
	療養介護	

	短期入所（福祉型，医療型）	
居住系サービス	自立生活援助	現に利用している者の数，障害者等のニーズ，利用が見込まれる者の数等を勘案して，サービス見込量を設定
	共同生活援助	現に利用している者の数，障害者等のニーズ，一人暮らしや家庭からグループホームに入所する者の数，グループホームから退所する者の数等を勘案して，サービス見込量を設定
	施設入所支援	施設入所者の地域生活への移行者数を控除した上で，真に必要と判断される数を加えた数を勘案して，利用者数の見込みを設定
	地域生活支援拠点等	地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数について，年間の見込み数を設定
相談支援	計画相談支援	現に利用している者の数，障害者等のニーズ，利用が見込まれる者の数等を勘案して，サービス見込量を設定
	地域移行支援	
	地域定着支援	
障害児支援	児童発達支援	地域における児童数の推移，現に利用している障害児の数，障害児等のニーズ，医療的ケア児のニーズ，利用が見込まれる障害児の数等を勘案して，サービス見込量を設定
	医療型児童発達支援	
	放課後等デイサービス	
	保育所等訪問支援	
	居宅訪問型児童発達支援	
	福祉型障害児入所施設	
	医療型障害児入所施設	
	障害児相談支援	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数		
発達障害者支援	発達障害者支援地域協議会の開催	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数の見込みを設定
	発達障害者支援センターによる相談支援	現状の相談件数，発達障害者支援センター等による相談支援や助言が真に必要と判断される数を勘案して，相談件数の見込みを設定
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	
	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修，啓発	現状の研修及び啓発件数を勘案して，必要な研修，啓発件数の見込みを設定
	ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	現状の実施状況及び発達障害者等の数を勘案し，受講者数の見込みを設定
	ペアレントメンターの人数	現状の実施状況及び発達障害者等の数を勘案し，人数の見込みを設定
	ピアサポートの活動への参加人数	現状の活動状況及び発達障害者等の数を勘案し，数の見込みを設定

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	協議の場の一年間の開催回数の見込みを設定
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数の見込みを設定
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	協議の場における目標設定及び評価の実施回数を見込みを設定
	精神障害者の地域移行支援	現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、利用が見込まれる者の数等を勘案して、サービス見込量を設定
	精神障害者の地域定着支援	
	精神障害者の共同生活援助	
精神障害者の自立生活援助		
精神病床における退院患者の退院後の行き先	精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数の見込みを設定	

京都市障害者施策推進審議会条例

平成6年3月10日
条例第42号

(設置)

第1条 障害者基本法第36条第1項に規定する審議会として、京都市障害者施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（平成24年5月28日条例第1号）

(施行期日)

1 この条例は、市規則で定める日から施行する。ただし、第2条第1項中「25人」を「35人」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

(平成24年5月28日規則第8号で平成24年5月28日から施行)

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の京都市障害者施策推進協議会条例に規定する委員である者は、この条例による改正後の京都市障害者施策推進審議会条例（以下「改正後の条例」という。）に規定する委員とみなし、その任期は、別に定める日までとする。

3 改正後の条例第5条第1項の規定にかかわらず、最初の京都市障害者施策推進審議会は、市長が招集する

京都市障害者施策推進審議会 委員名簿

(令和2年6月26日現在)

氏名	所属団体等	備考
1 岡田 まり	立命館大学教授(産業社会学部)	会長
2 赤穂 美栄子	特定非営利活動法人京都難病連 京都わらび会 会計	
3 石川 一郎	株式会社京都新聞社 論説委員長	
4 石田 美加	市民公募委員	
5 岩井 浩	京都腎臓病患者協議会 事務局長	
6 上田 哲久	ピープルファースト京都 代表	
7 梅景 圭子	高次脳機能障害支援家族会里やま 副会長	
8 岡 千栄子	公益社団法人京都市身体障害児者父母の会連合会 会長	
9 岡田 康平	京都弁護士会	
10 岡田 多栄子	公益社団法人京都府視覚障害者協会 副会長	
11 岡田 幸美	京都市聴覚障害者協会 福祉対策委員長	
12 岡田 嘉子	京都精神保健福祉施設協議会 副会長	
13 緒方 由紀	佛教大学教授(社会福祉学部)	
14 岡本 弥一郎	京都市民生児童委員連盟 庶務担当理事	
15 岡本 慶子	京都精神神経科診療所協会 理事	
16 岡山 祐美	日本自立生活センター ピアカウンセラー	
17 加納 恵子	関西大学教授(社会学部)	
18 川端 一彰	一般社団法人京都障害者スポーツ振興会 理事長	
19 小坂 義夫	特定非営利活動法人京都市肢体障害者協会 副理事長/事務局長	
20 酒伊 良行	京都市障害者地域生活支援センター連絡協議会 理事	
21 島崎 明子	京都ダウン症児を育てる親の会(トライアングル) 事務局員	
22 清水 一史	社会福祉法人京都総合福祉協会 京都障害者就業・生活支援センター 主任	
23 高橋 滋	一般社団法人京都府医師会 理事	
24 中村 里美	特定非営利活動法人京都頸髄損傷者連絡会 企画・会計担当	
25 橋本 英憲	特定非営利活動法人京都市中途失聴・難聴者協会 理事長	
26 長谷川 唯	京都ユーザーネットワーク	
27 林 薫	京都市立総合支援学校PTA連絡協議会 会長	
28 樋口 幸雄	京都知的障害者福祉施設協議会 会長	
29 古川 暁子	一般社団法人京都精神科病院協会(医療法人栄仁会宇治おうばく病院医局精神科医長)	
30 宮内 賀永子	京都府自閉症協会 事務局長	
31 村井 文枝	きょうされん京都支部 副組織委員長	
32 八十島 美奈子	京都市居宅介護等事業連絡協議会 理事	
33 横井 真	社会福祉法人京都市社会福祉協議会 地域福祉推進室地域支援部長	
34 吉田 利重子	一般社団法人手をつなぐ育成会 理事	
35 吉村 安隆	公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会 政策部会担当	

※会長を除き五十音順。敬称略。

京都市障害者施策推進審議会作業検討部会 委員名簿

氏 名	所 属 団 体 等	備 考
1	岡田 まり 立命館大学教授（産業社会学部）	部会長
2	赤穂 美栄子 特定非営利活動法人京都難病連 京都わらび会 会計	
3	梅景 圭子 高次脳機能障害支援家族会里やま 副会長	
4	岡田 多栄子 公益社団法人京都府視覚障害者協会 副会長	
5	岡田 幸美 京都市聴覚障害者協会 福祉対策委員長	
6	小坂 義夫 特定非営利活動法人京都市肢体障害者協会 副理事長・事務局長	
7	清水 一史 京都障害者就業・生活支援センター 主任	
8	長谷川 唯 京都ユーザーネットワーク	
9	林 薫 京都市立総合支援学校PTA連絡協議会 会長	
10	樋口 幸雄 京都知的障害者福祉施設協議会 会長	
11	宮内 賀永子 京都府自閉症協会 事務局長	
12	村井 文枝 きょうされん京都支部 副組織委員長	
13	八十島 美奈子 京都市居宅介護等事業連絡協議会 理事	
14	吉田 利重子 一般社団法人京都手をつなぐ育成会 理事	
15	吉村 安隆 公益社団法人京都精神保健福祉推進家族会 連合会政策（渉外） 部会担当	

※部会長を除き五十音順。敬称略。